

<必ずお読みください>

ご注意:eサービス(証券不発行)特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない方は、「保険証券」を「Myホームページ」に掲示する契約情報の内容」と読み替えてください。

お届けいたしました保険証券は、必ず内容をご確認ください。万一お申込み内容と相違しておりますとしたら、ただちに当社までご連絡ください。

重要事項説明書において、必要に応じてこの「約款のしおり」を参照する旨記載している項目には、マークを付しております。

<ご契約内容(保険証券)をご確認ください>

1. ご契約内容の氏名および住所、保険期間をご確認ください。

保険契約者は次のいずれにも該当する方に限ってあります。

- ・日本国内にお住まいの個人の方

・現在、所有・使用するお車のうち、保険を付けているお車またはバイクの合計台数が今回ご契約されるお車を含めて9台以下の方
(※) 保険を付けているお車が10台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。

2. 記名被保険者をご確認ください。

主に運転される方に過ぎありませんか?

記名被保険者は対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。(以下(a)～(d)のうち、お申込み時に満18歳以上の、ご契約のお車を日常主に運転される方となっているか、ご確認ください。

- (a) 保険契約者本人

- (b) 保険契約者の配偶者

- (c) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (d) その他、保険契約者の6親等以内の個人

3. ご契約のお車をご確認ください。

車検証(自動車検査証)の内容と相違していませんか?

当社では、用途・車種が「自家用6車種」のお車をお引受けの対象としており、主に以下の場合は対象外となります。

- ・改造車、有償で貨物を運ぶ車など

- ・登録番号標(ナンバープレート)が白地かつ分類番号の上1桁が「1」「4」の場合でダンプ装置のあるもの

使用目的区分が使用実態と相違していませんか?

4. 車両保険をセットされている場合、車両所有者をご確認ください。

車両保険金を受け取る方は車両所有者になります。車検証の所有者欄をご確認の上、ご契約のお車の所有権を有する方(注)になっているか、ご確認ください。

(注) 所有権保留条項付買賣契約の場合、車検証に記載されている所有者(自動車販売会社等)となります。

5. 運転者の範囲に関する特約、運転者年齢条件、子供年齢限定特約をご確認ください。

補償範囲以外の運転者は保険の対象になりませんので、ご注意ください。

6. 补償種類と保険額、特約等の欄をご確認ください。

各補償種類の内容は後述の普通保険約款または特約をご確認ください。(注)

7. その他の特約／割増引の欄をご確認ください。

特約の内容は後述の特約で、割増引の内容は後述の「<保険料および割引制度> 2. 保険料の割引制度」でご確認ください。(注)

(注) 保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述特約一覧>とあわせてご覧ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

1. 契約締結における留意事項

(1) 通知義務など

特にご注意ください

(A) ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項(通知事項)の変更がある場合には遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

(a) ご契約のお車の用途・車種、登録番号(登録番号に準ずるもの)を含む。(注)

(b) ご契約のお車の使用目的

使用目的	基準
1) 業務使用	年間を通じて週5日以上または月15日以上業務に使用する場合
2) 通勤・通学使用	上記1)に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学に使用する場合 ※通勤・通学には自宅より最寄駅まで使用する場合を含みます。また、家族等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園(保育園・保育所を除きます。)の送迎は通学にあたります。
3) 日常・レジャー使用	上記1)および2)のいずれにも該当しない場合

※「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点)以降1年間をいいます。

(注) 用途・車種の変更により、自家用6車種、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)以外に変更し当社の引受範囲外となった場合(「自家用普通乗用車」から「営業用タクシー」等)にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。なお、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続を行なうことができます。(継続契約のお引受けはできませんのでご注意願います)

(B) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(a) ご契約のお車と同一の用途・車種(注)の自動車を新たに取得しお車の入替をする場合やご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴い車両所有者、記名被保険者またはその家族が既に所有するお車と入替を行う場合(ご契約のお車の入替)

※入替の対象となるのは、下記1)または2)のお車です。

1) 以下のいずれかに該当する方が新たに取得したお車

- A) 入替前のお車の所有者

- B) 入替前のご契約の記名被保険者

- C) 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者

- D) 入替前のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
なお、「取得」に関しては所有権留保条項付買賣契約による購入やリース契約による借入れを含みます。

2) 入替前のお車が廃車・譲渡または返還され、その時点で上記1)のA)～D)のいずれかに該当する方が所有(所有権留保条項付買賣契約による購入やリース契約による借入れを含みます)するお車

(注) 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

<お車の入替を適用できる用途・車種区分>

[入替前]

自家用普通乗用車
自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車
自家用小型貨物車
自家用普通貨物車
(最大積載量0.5トン 超2トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)

自家用普通乗用車
自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車
自家用小型貨物車
自家用普通貨物車
(最大積載量0.5トン 超2トン以下)(注)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)(注)

[入替後]

(注) 保険契約締結後、お車の入替等により自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行なうことができます。(継続契約のお引受けはできませんのでご注意願います。)

<お車の入替における自動保険>

お車の入替の対象が上記1)のお車である場合には、新たに取得したお車の取得日より30日以内に入替のお手続きをされた場合に、その取得日から当社が入替を承認するまでの期間について、新たに取得したお車をご契約の対象車とみなしてお取り扱いします。

ただし、新たなお車を取得すると同時にご契約のお車を廃車・譲渡または返還された場合に限ります。

(b) ご契約のお車を譲渡する場合(このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合)

- (c) 記名被保険者が変更になる場合

- (d) 年齢条件を変更する場合(ご契約の年齢条件(運転者年齢条件または子供年齢条件)を充たさない方が運転される場合)

- (e) 上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(C) お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2) ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払い込みください(「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただけます)。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。

*通知事項 (1) 通知義務など (A)をご参考ください。に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。

去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかない場合、支払われる保険金が削減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。

(2)その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。

(A)事故の状況

(B)被害者の住所・氏名

(C)目撃者のある場合は、その住所・氏名

(D)損害賠償の請求を受けたときは、その内容

(3)保険金のご請求時に提出いただく書類について 

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

*1 ご提出いただく書類には●を付しています。-が付されている場合は、ご提出いただかず必要はありません。

*2 特約に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

*3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手方への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

*4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただかずようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>

補償種類 保険金請求に必要な書類	1. 相手方への補償		2. おヶガの補償			3. お車の補償		上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	被保険者が負担した費用の額を示す書類	自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	レンタゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	お支払いする保険金の額に関する被保険者と当社との協議内容を示す書類	自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類
	対人 賠償保険	対物 賠償保険	人身 傷害保険	搭乗者 傷害保険	無保険車 傷害特約	自損事故 傷害特約	車両保険						
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●						
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●	●	●						
所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類（被害物が盗難された場合）	-	-	-	-	-	-	-						
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	-	●	●	●	●	-						
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	-	●	●	●	●	-						
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	-	●	●	●	●	-						
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	●	●	-	-	-	-	-						
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	-	●	-	-	-	-	●						

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（代理請求人制度）。

■当社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただけてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご確認ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払すべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2. 必ずご相談を

次の場合は事前に当社にご相談ください。

(1) 事故にあったお車を修理される場合

修理に着手される前に必ず当社の承認を得てください。なお、部分品（パンパーなど）の損傷などお車が補修可能な場合は、原則として補修していただきます。当社が承認をする前に修理に着手された場合、または補修可能な場合に部品交換による修理をされたときは、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

(2) 被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず当社にご相談ください。当社の承認なくご契約者（被保険者）自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

【示談交渉】

賠償事故（対人・対物）が起きた場合には、当社は被保険者と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、被保険者の申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引き受けします。

【示談交渉を行なうことができない場合】

- ・対人事故において、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・対物事故において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

(3) 損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合、または提起された場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払できないことがあります。

3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等できる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>

(注1) ○：補償されます ×：補償されません

事故の種類 契約タイプ	ご契約のお車に搭乗中の事故	他人の車（※1）、 バス、タクシーに搭乗中の事故（※2）	歩行中等の自動車事故（※3）
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

(※1) 「他人の車」とは、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車以外のお車のうち、用途・車種が自家用6車種、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。また、被保険者の使用者の所有するお車をその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。

(※2) バス、タクシーを運転中の事故は除きます。

(※3) 「歩行中等の自動車事故」とは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

(注2) 搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額（自損事故傷害特約の場合は1,500万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

車両保険 (普通保険約款・ 車両条項) 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために必要な費用などの合計額につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。
---	--

※1 車両危険限額補償特約をセットした「限定タイプ」の場合は、その特約をセットしない「一般タイプ」に比べ、単独事故や相手の車を確認できない事故が対象となる等、補償の範囲が限定されます。(注)

※2 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

車両全損時臨時費用保険金：全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の10%（ただし、20万円限度）をお支払いします。
--

車両全損時臨時費用保険金：全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の10%（ただし、20万円限度）をお支払いします。

相手を確認できる他の車との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロ円になります。

(注3) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の画面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

人身傷害保険 (普通保険約款・ 人身傷害条項) 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合に逸失利益などの実損害額）の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。
--	---

なお、搭乗中のみ補償特約（人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約）をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のお車に搭乗中の方のみに限定されます。（この特約をセツトしない場合を「一般タイプ」としています。）(注1)

車両保険 (普通保険約款・ 車両条項) 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために必要な費用などの合計額につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。
---	--

車両車両免責ゼロ特約（車両保険の免責金額に関する特約）	相手を確認できる他の車との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロ円になります。
-----------------------------	---

身の回り品補償特約 ※車両保険をセッテした場合にセット可能。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車の車内、トランク内またはキャリアに固定された、日常生活の用に供するため個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。
事故付隨費用補償特約 ※車両保険をセッテした場合にセット可能。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 ・臨時宿泊費用：臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円を限度にお支払いします。 ・臨時帰宅費用：合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当面の目的地へ移動するために負担する交通費について、1事故につき1名ごとに2万円を限度にお支払いします。 ・搬送・引取費用：事故発生地から自宅近くの修理工場もしくは当社の指定する場所までご契約のお車を搬送する費用または事故発生地で修理完了後自宅まで搬送する費用を、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

(注) ○：補償されます ×：補償されません

△：他の車（登録番号等、運転者または所有者住所・氏名）が確認できた場合のみ補償

事由	契約タイプ		一般タイプ	限定タイプ
	○	○		
火災・爆発、台風、洪水、高潮	○	○		
盗難、落書き、いたずら、飛来中・落下中の他物との衝突	○	○		
他の車（原付を含む）との衝突・接触	○	△		
他の車（原付を含む）以外との衝突・接触（車庫入れの失敗、電柱・ガードレール等への衝突、歩行者・自転車との事故など）	○	×		
あて逃げ	○	×		

保険・特約の名称	補償の内容
弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方が、自動車被害事故（相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故）で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用（注）について、実際に負担された金額をお支払いします（ただし、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度）。また、法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円限度にお支払いします。 (注) 弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。
ファミリー傷害特約 「アウトドアタイプ」：ファミリー・アウトドア傷害特約（家族型）、ファミリー・アウトドア傷害特約（夫婦型） 「ワイドタイプ」：ファミリー一般傷害特約（家族型）、ファミリー一般傷害特約（夫婦型） ※人身傷害保険（「一般タイプ」に限ります。）をセッテした場合にセット可能。	記名被保険者またはそのご家族（注1）の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故（注2）によって傷害を被り、平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができなくなり、または平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けた場合、以下のとおり保険金をお支払いします。 ・入院保険金：入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の入院・治療に限ります。 ・通院保険金：通院により医師の治療を受けた場合、1日につき1,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の通院で、30日分を限度とします。 (注1) 「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合は記名被保険者またはその配偶者が対象となります。 ※「人身傷害保険のお支払いの対象となる事故や就業中の事故を除きます。 ※「アウトドアタイプ」は自宅内の事故は補償の対象外となります。 「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります。
対物超過修理費用補償特約	ご契約のお車を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額（注）について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限ります。 (注) ご自身の過失割合分のみが対象となります。

搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害保険をセッテした場合にセット可能。	搭傷医療倍額支払特約（搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約） 搭乗者傷害保険について、ケガの際にお支払いする医療保険金を2倍にしてお支払いします。 搭傷育英費用補償特約（搭乗者傷害の育英費用補償特約） 満18歳未満の未婚の子を扶養している方が事故により死亡された場合は重度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険のお支払いの対象となる場合に、1名につき500万円を育英費用保険金としてお支払いします。 ※搭乗者傷害Wケアとは、搭傷医療倍額支払特約と搭傷育英費用補償特約をあわせた総称です。 ※搭傷顔面部等倍額特約や搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
搭傷顔面部等倍額特約（搭乗者傷害の頭部・顔面部倍額支払に関する特約） ※搭乗者傷害保険をセッテした場合にセット可能。	ご契約のお車に搭乗中の事故により、傷害を被った部位が「頭部」または「顔面部」の場合、搭乗者傷害保険で支払われる医療保険金を倍額（注）にして被保険者にお支払いします。 (注) 詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
搭傷死亡等対象外特約（搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償特約） ※搭乗者傷害保険をセッテした場合にセット可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外特約（搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償特約） ※搭乗者傷害Wケアや搭傷顔面部等倍額特約との同時セットはできません。
レンタカー費用特約 ※車両保険をセッテした場合にセット可能。	車両保険の保険金が支払われる事故において、ご契約のお車が修理などで使用できない間に、被保険者が実際に負担したレンタカー費用をお支払いします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、借入日数は30日を限度とします。
指定修理工場入庫特約 ※車両保険をセッテした場合に自動セッタ	ご契約のお車が損傷し車両保険の保険金が支払われる場合で、ご契約のお車を当社の指定修理工場に入庫して実際に修理するとき、2,000円をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは分損事故の場合（修理費が保険金額未満となる場合）に限ります。なお、指定修理工場につきましては当社 Web サイトをご覧ください。
他車運転危険補償特約 ※自動セット	記名被保険者またはそのご家族の方（注1）が臨時に借りたお車（注2）を運転中の賠償事故（対人・対物）、自損事故傷害事故または車両事故について、ご契約のお車の賠償保険（対人・対物）・自損事故傷害特約・車両保険の規定を適用して、臨時に借りた自動車の自動車保険に優先して保険金をお支払いします。ただし、自損事故傷害特約・車両保険については、ご契約のお車に自損事故傷害特約・車両保険をセッテいただいた場合に限ります。 (注1) ご契約のお車の自動車保険に、補償される運転者の範囲を限定する特約（運転者年齢限定特約・運転者本人限定特約等）がセッタされている場合には、その範囲の方に限られます。 (注2) 用途：車種が自家用6車種・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）に限ります。
原付特約 「賠償タイプ」 (原動機付自転車に関する「賠償損害・自損傷害」補償特約)、 「賠償・人身傷害タイプ」 (原動機付自転車に関する「賠償損害・人身傷害」補償特約)	記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車（借用車も対象。以下同様とします。）を所有・使用もしくは管理中に生じた賠償保険（対人・対物）に関する事故、または原動機付自転車に搭乗中に生じた自損事故傷害特約もしくは人身傷害保険に関する事故につき、それぞれのタイプに応じてご契約のお車の賠償保険（対人・対物）・自損事故傷害特約・人身傷害保険の規定を適用して補償します。

用語	ご説明
あ 相手を確認できる他の車	登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた車（原動機付自転車を含みます。）のことをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
か 解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
家族	「記名被保険者の配偶者」「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油
記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方で、保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が 125cc 以下（原動機の総排気量が 50cc 超 125cc 以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が 1.00 キロワット以下のものといい、その他のものの場合は原動機の総排気量が 50cc 以下または定格出力が 0.60 キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車（被保険自動車）のことをいい、保険証券に明記されます。
さ 始期日	保険期間の初日をいいます。
事故有係数適用期間	ノンフリート等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増率のうち「事故有」の割増率を適用する期間（始期日時点における残り年数）(注) のことをいいます。 (注) 事故有係数適用期間が 0 年のときは、「無事故」の割増率を適用します。
初度登録年月	法律の定めるところにより、運輸支局に新規に自動車の登録申請をし、その登録が受理された年月のことをいいます。なお、初度登録年月は、車検証の初度登録年月欄に記載されています。軽自動車の場合は、初度検査年月のことをいい、車検証の初度検査年月欄に記載されています。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいいます。
親族	配偶者、6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。
自家用 6 車種	用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）に該当する自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（自賠責保険）または責任共済（自賠責共済）をいいます。
前契約	新契約の始期日から過去 13 ヶ月以内に記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者または記名被保険者の配偶者と同居の親族の方が契約していた、記名被保険者またはお車を同一（注）とする自動車保険の契約で、まだ、どのお車にもノンフリート等級を引き継いでいない契約をいいます。 (注) 記名被保険者については、所定の変更がある場合も含みます。また、お車については、その用途・車種の変更が当社のお引受け対象車種である自家用 6 車種内への変更となる場合を含みます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。
た 治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ノンフリート契約者	所有・使用するお車・バイクのうち、自動車保険をご契約されているお車・バイクの合計台数が 9 台以下の保険契約者をいいます。

ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。ノンフリート等級は、他の損害保険会社やJA共済等からも引き継ぐことができます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁）を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金錢をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金錢をいいます。
ま 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
や 用途・車種	登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）（注）、特種用途自動車（キャンピング車）の区分をいいます。 (注)自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）についてはダンプ装置のあるものは含みません（お引受け、補償の対象外となります）。

総合自動車保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算する基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 (注) 初度登録年月等 初度検査年月を含みます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来において回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 (1) 基本条項第2条（保険契約の申込み）(1) ①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、申込書兼確認書の記載事項 (2) 同条(1) ②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話・情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 (3) 同条(1) ③に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 算定基準	<別紙>人身傷害条項損害額基準をいいます。
市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業・駐車場業・給油業・洗車業・自動車販売業・陸送業、運輸代理業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車を新たに取得 ^(注2) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注1) 同一の用途車種 別表Ⅲに掲げる用途車種をいいます。 (注2) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店・金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	被保険自動車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車で、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された時点で次のいずれかに該当する者が所有 ^(注2) するものをいいます。ただし、被保険自動車および新規取得自動車を除きます。 (1) 被保険自動車の所有者 (2) 記名被保険者 (3) 記名被保険者の配偶者 (4) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注1) 同一の用途車種 別表Ⅲに掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

新規取得自動車	新たに取得 ^(注) したまたは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注) を被ることをいいます。 (1) 自動車の運行に起因する事故 (2) 被保険自動車の運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または車両条項第9条（修理費）の修理費が保険金額以上となる場合 ^(注) をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられる状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
た 対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期率料	別表Ⅳに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月等 初度検査年月を含みます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、次の物を含みません。 (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 (2) 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 (3) 通常装飾品とみなされる物
分損	車両条項第9条（修理費）の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。
保険額	損害が生じた地および時ににおける被保険自動車の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金額があつて、対人賠償条項・対物賠償条項・人身傷害条項・搭乗者傷害条項または車両条項の保険金およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であつて、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 (1) 被保険者 ^(注) (2) 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

ま	未婚	これまでに婚姻がないことをいいます。
	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
	申込書兼確認書	当会社が定める保険契約申込書兼確認書をいいます。
や	用途車種	登録番号標等 ^(注) 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽4輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽4輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 登録番号標等 車両番号標および識別番号標を含みます。
ら	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号） イ. 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号） ウ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号） エ. 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号） オ. 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）

第 1 章 対人賠償条項

第 1 条 (用語の定義)

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第 2 条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当会社は、1 回の対人事故による（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(注) 自賠責保険等によって支払われる金額
被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第 3 条 (保険金を支払わない場合—その 1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、記名被保険者またはこれら者の法定代理人^(注)の故意
 ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ⑤ 台風、洪水または高潮
 ⑥ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性の起因する事故
 ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑨ 被保険自動車を競技、曲技^(注)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注)すること。
 ⑩ 被保険自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 ⑪ 被保険自動車を空港^(注)内で使用している間に生じた事故
 (注) 法定代理人
保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 核燃料物質
使用済燃料物質を含みます。
- 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- 競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- 使用
救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- 業務

家事を除きます。

(注 9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

- 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条 (保険金を支払わない場合—その 2)

- 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 記名被保険者
 ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 ④ 被保険者の業務^(注)に從事中の使用者
 ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に從事中の他の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。
 (注) 業務
家事を除きます。
- 当会社は、被保険自動車の所有者^(注)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用している場合に、同じ使用者の業務に從事中の他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、(1) (5) の規定を適用しません。
(注) 所有者
次のいずれかに該当する者をいいます。
 ① 被保険自動車が所有権保証項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 ② 被保険自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 ③ ① および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第 5 条 (被保険者の範囲)

この対人賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- 記名被保険者
- 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者^(注)の業務に使用している場合に限ります。
(注) 使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第 6 条 (個別適用)

- この対人賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）(1) ① の規定を除きます。
- (1) の規定によって、第 11 条（支払保険金の計算）(1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条 (2) ② に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第 7 条 (当会社による援助)

被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限りにおいて、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第 8 条 (当会社による解決)

- 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。
(注) 訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。
- (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額^(注)の合計額を明らかに超える場合
 ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 ③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 ④ 正当な理由がなく被保険者が (2) に規定する協力を拒んだ場合
 (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合は裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになつた場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自賠責保険等に} \\ \text{よって支払われる} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請} \\ \text{求権者に対して既に支} \\ \text{払った損害賠償金の額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第10条（費用）

- (1) 保険契約または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第23条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判断したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するため要した費用
 - ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。

- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対人事故につき当会社の支払保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前条(1)から(3)までの費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自賠責保険等によ} \\ \text{りて支払われる金額} \end{array} = \text{保険金の額}$$

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条(1)④および同条(1)⑤の費用
 - ② 前条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき10万円とします。
 - ③ 第8条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第12条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第7条（当会社による援助）または第8条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

- (4) (1)の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 供託金・貸付金

それぞれ利息を含みます。

- (5) 基本条項第26条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第13条（先取特権）

- (1) 対人事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権^(注3)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注4)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求ができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

- 保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払いに先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 対物賠償条項

第1条（用語の定義）

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意

② 記名被保険者以外の被保険者の故意

③ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 台風、洪水または高潮

⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発

(注) 所有する自動車

所有権保留条項付販売契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

- (4) 当会社は、被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車^(注)、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バス以外であるものに搭乗中に生じた損害、または営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バスを運転中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 特種用途自動車

自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限ります。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この人身傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④までの者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
- (注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準によって算定される金額（賠償義務がある場合において、この金額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額^(注)とします。）を合計して算出するものとします。

- ① 傷害を受け、生活機能または業務能力の減少または滅失をきたし、かつ、治療を要した場合
傷害による損害
 - ② 後遺障害が生じた場合
後遺障害による損害
 - ③ 死亡した場合
死亡による損害
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- (2) 賠償義務がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額の合計額を、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。この場合において、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額とは、(1)の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額に対し、その賠償義務者の責任割合を乗じた額（自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額^(注)とします。）とします。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第23条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第7条（損害額の決定）(1)の規定により決定した損害額 + 前条の費用 = 保険金の額

- (2) (1)にかかわらず、次のアからカまでのいずれかに該当するものがある場合においては、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ次の①または②の算式によって算出した額とします。

ア 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額

イ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

ウ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

エ 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額（注）

オ 第7条（損害額の決定）(1)の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

カ アからオのほか、第2条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注）

① アからカまでの合計額が、自己負担額^(注)より大きいとき

(1) に定める額 - (アからカまでの合計額 - 自己負担額^(注)) = 保険金の額

② 上記①以外のとき

(1) に定める額

(注) 給付される額

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注) その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

(注) 自己負担額

第7条（1）の規定により決定した損害額と前条の費用の合計額から、(1)に定める額を差し引いた額をいいます。

ただし、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を、第7条（1）の規定により決定した損害額とみなします。

なお、この額の算出にあたっては、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(3) (1) やび (2) の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第7条（損害額の決定）(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額を請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によつて算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第7条（2）の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額 + 前条の費用 - 次の①から③までの合計額 = 保険金の額

① 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注)

② 第7条（2）の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

③ ①または②のほか、第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注)

(注) 給付される額

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注) その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（保険金請求権者等の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合で、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第2条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

⑤ 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の

- 所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅延なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- (4) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合は（1）もしくは（2）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できただと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 当会社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う場合、必要と認めたときは、これらの方にに対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額^(注)について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することができます。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額
保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。
- (8) 保険者または保険金を受け取るべき者は、基本条項第32条（代位）（1）の規定により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求める場合には、これに協力しなければなりません。

第4章 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
 ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 ② 被保険自動車の運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
 (2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。
 (3) (1) の傷害には、次のものを含みません。
 ① 日射、熱射または精神的衝撃による障害
 ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
 (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
 (注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ③ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性の混亂に基づいて生じた事故
 ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑥ 被保険自動車を競技、曲技^(注)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技^(注)もしくは試験を行ふことを目的とする場所において使用^(注)すること。
 ⑦ 被保険自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

（注1）暴動

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が壊され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）使用

救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注6）危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注7）業務

家事を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この搭乗者傷害条項における被保険者とは、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装着のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

（注）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
- ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

（注）保険金額の全額

1 回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) (1) の被保険者の法定相続人が 2 名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に別表 I の 1 または別表 I の 2 に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表 I の 1 または別表 I の 2 の各等級の後遺障害に}}{\text{対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{保険金額} \times \left[\frac{\text{別表 I の 1 または別表 I の 2 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - 1 \right] = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第9条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の喪失または減少をきたし、かつ、入院または通院をした場合は、1 回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。

- ① 入院または通院した日数の合計が 5 日以上となり、かつ、5 日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ別表 II に定める金額

② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院または通院した場合は、1 万円

- (2) (1) の日数には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

（注）処置

第6章 基本条項

第1条 (用語の定義)

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
① 申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
③ 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当会社に送信すること。
(2) (1) の規定により当会社が保険契約の申込みを受けたときは、当会社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定めるところに従い、保険料を払い込まれなければなりません。
(2) 申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第4条 (保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条(1)に規定する保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) (1) の規定による解除は、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (保険責任のおよび地域)

- 当会社は、被保険自動車が日本国内(注)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
(注) 日本国
日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条 (告知義務)

- (1) 保険契約または記名被保険者(注)になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(注) 記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。
(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。

- (3) 車両条項第3条(保険金額の設定)に規定する車両の保険金額を定めるに際し、保険契約者または被保険者は、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(4) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2) に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らない場合
③ 保険契約者または記名被保険者(注)が(1)の事実の告知をすることを、当会社のためには保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が勤めた場合
④ 保険契約者または記名被保険者(注)に対し、(1)の告知に関し、事実を告げず、または事実と異なることを告げることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が勤めた場合
⑤ 保険契約者または記名被保険者(注)が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当会社の別に定める方法をもって訂正を当会社に申し出た、当会社がこれを承認した場合
なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。

- (6) 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。
(5) (4) ③および④の規定は、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる

第10条 (費用)

第11条 (支払保険金の計算)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。
① 基本条項第23条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 基本条項第23条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の地からもよりも修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するに要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用
④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用
⑤ フェリーポート(注)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額
(注1) 費用
収入の喪失を含みません。
(注2) フェリーポート
官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第12条 (協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)

第13条 (車両全損時臨時費用保険金)

- 協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、「用語の定義」の規定にかかわらず、第8条(損害額の決定)、前条および次条の規定の適用においては、その保険価額を保険金額とします。
(1) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
(2) 当会社は、(1) の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第11条(支払保険金の計算)に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。
(注1) 回収金
第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
(注2) 自己負担額
損害額および費用の合計額から(1) および(2) に定める保険金の合計額を差引いた額をいいます。

第14条 (現物による支払)

第15条 (被害物についての当会社の権利)

- 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が協定保険価額(注)に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の協定保険価額(注)に対する割合によってその権利を取得します。
(注) 協定保険価額
第12条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)が適用される場合には「保険価額」と読み替えます。
(2) 保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(3) (1) および(2) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第16条 (盗難自動車の返還)

第17条 (車両全損時臨時費用保険金)

- 当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から算起して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金(注)を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。
(注) 既に受け取った保険金
第13条(車両全損時臨時費用保険金)に定める臨時費用保険金を含みます。

- (9) の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
- (11) (10) に定める期間内に (9) の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第 20 条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第 14 条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第 21 条 (保険料の返還－取消しの場合)

第 15 条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 22 条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第 7 条 (告知義務) (2)、第 8 条 (通知義務) (2)、同条 (6)、第 16 条 (保険契約の解除) (1)、第 17 条 (重大事由による解除) (1)、第 19 条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3)、同条 (7) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第 16 条 (保険契約の解除) (2) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第 23 条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対して損害の発生および拡大の防止に努めさせること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。

⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。

⑥ 他人に損害賠償の請求^(注1) をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑦ 損害賠償の請求^(注1) を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑧ 損害賠償の請求^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑨ 他の保険契約等の有無および内容^(注2) について遅滞なく当会社に通知すること。

⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

第 24 条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②から⑤までまたは⑥から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注2) をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- ⑤ 損害賠償の請求
- 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 25 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険

金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 対人賠償条項^(注1) および対物賠償条項に関しては、損害の額^(注2)
- ② 人身傷害条項に関しては、損害の額^(注2)
- ③ 車両条項^(注3) に関しては、損害の額^(注2)
- ④ 対人賠償条項第 10 条 (費用)⁽²⁾ の臨時費用および車両条項第 13 条 (車両全損時臨時費用保険金)⁽³⁾ の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

- (注1) 対人賠償条項
対人賠償条項第 10 条 (費用)⁽²⁾ の臨時費用を除きます。

- (注2) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

- (注3) 車両条項
車両条項第 13 条 (車両全損時臨時費用保険金)⁽³⁾ の臨時費用を除きます。

(3) (2) ③の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 26 条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- ② 人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア. 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

- イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
ウ. 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に從事することができる程度になおった時

- ③ 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
ウ. 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に從事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院または通院した日数の合計が 5 日となった時のいずれか早い時

- ④ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故明証書^(注1) については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書

- ② 公の機関が発行する交通事故明証書^(注1)

- ③ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

- ④ 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

- ⑤ 後遺障害に関する支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

- ⑥ 傷害に関する支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑦ 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

- ⑧ 対物賠償条項における対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害者が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2) および被害が生じた物の写真^(注3)

- ⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (注1) 交通事故明証書
人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

- (注2) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

- (注3) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注4)

- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求

- (2) (6) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 (3) (6) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における (6) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 (5) (6) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が (1) および (2) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6) および (7) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注2)には、これにより確認が遅延した期間については、(6) または (7) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 30 条 (時効)

保険金請求権は、第 26 条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 31 条 (損害賠償額請求権の行使期限)

対人賠償条項第 9 条 (損害賠償請求権者の直接請求権) および対物賠償条項第 9 条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行なうことはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合
 ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 32 条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権の他の債権^(注1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき^(注2)は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額

② 以外の場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注3)を差し引いた額

(注1) 損害賠償請求権の他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(注2) 当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき

人身傷害条項第 9 条 (支払保険金の計算) (3) の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。

(注3) 損害の額

当会社が支払った保険金が人身傷害保険金である場合は、人身傷害条項第 7 条 (損害額の決定) (1) の規定により決定される損害の額とします。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者^(注2)または保険金を受け取るべき者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 被保険者

人身傷害条項においては、保険金請求権者とします。

(3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利行使することができます。

① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害

③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害

④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害

⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第 33 条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注2)に移転させる場合は、第 11 条（被保険自動車の譲渡）(1) の規定によるものとします。

(注) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
 (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
 (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 34 条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
 (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対してても効力を有するものとします。
 (3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 35 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 36 条 (準拠法)

この契約に規定のない事項については、日本国法令に準拠します。

<別表 I > 後遺障害等級表

この表は、人身傷害条項および搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害条項保険金支払割合
第 1 級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第 2 級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	搭乗者傷害条項保険金支払割合
第 1 級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 上腕肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 上腕肢の用を全廃したもの ⑤ 下腕肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 下腕肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの ② 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③ 上腕肢を手関節以上で失ったもの ④ 下腕肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものといたします。以下同様とします。）	78%
第 4 級	① 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものといたします。以下同様とします。） ⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合	等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第5級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>④ 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>⑧ 兩足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%	第9級	<p>① 兩眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>② 1眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</p> <p>③ 兩眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>④ 兩眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦ 兩耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度になったもの</p> <p>⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑫ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの</p> <p>⑬ 1手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもののまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑭ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</p> <p>⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
第6級	<p>① 兩眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>③ 兩耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑤ 骨柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>⑥ 1上肢の 3 大関節中の 2 大関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の 3 大関節中の 2 大関節の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの</p>	50%	第10級	<p>① 1眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤ 兩耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの</p> <p>⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑦ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑨ 1足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの</p> <p>⑩ 1上肢の 3 大関節中の 1 大関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑪ 1下肢の 3 大関節中の 1 大関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第7級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑥ 1手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの</p> <p>⑦ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑪ 兩足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをおいいます。以下同様とします。）</p> <p>⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>⑬ 兩側の睾丸を失ったもの</p>	42%	第11級	<p>① 兩眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>② 兩眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤ 兩耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑥ 1耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑦ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>⑧ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの</p> <p>⑨ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第8級	<p>① 1眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの</p> <p>② 骨柱に運動障害を残すもの</p> <p>③ 1手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの</p> <p>④ 1手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑤ 1下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 大関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 大関節の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>⑨ 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%	第12級	<p>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>⑤ 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 大関節の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 大関節の機能に障害を残すもの</p> <p>⑧ 長管骨に変形を残すもの</p> <p>⑨ 1手のご指を失ったもの</p> <p>⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの</p> <p>⑪ 1足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</p> <p>⑫ 1足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの</p> <p>⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>⑭ 外貌に醜状を残すもの</p>	10%

<別表Ⅱ> 搭乗者傷害条項の医療保険金（部位・症状別扱）の支払額基準表

等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第13級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力を1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	4%

(注)

1. 各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

2. 同一事例により、本表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、以下のとおり等級を決定します。

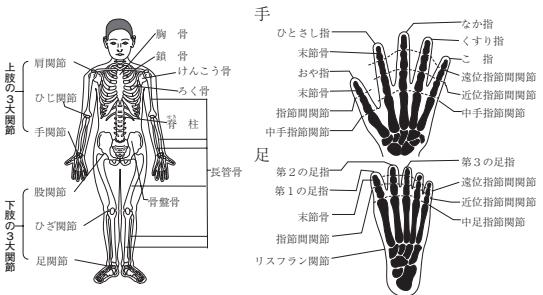
(1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級を3級上位の等級に繰上げます。

(2) 上記(1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を2級上位の等級に繰上げます。

(3) 上記(1)(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を1級上位の等級に繰上げます。ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

(4) 上記(1)から(3)まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級とします。

注 関節などの説明図



部位	頭部	顔面部			頸部	胸部、腹部、背部、腰部または臀部			上肢		下肢		全身
		く頭面部 眼および 歯牙を除く	眼	歯牙		頭部	胸部 背部または 腰部	背部	腰	手	手	足	
打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	5 万円	5 万円	-	-	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円
挫創または挫滅創	10 万円	10 万円	-	-	10 万円	10 万円	10 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	15 万円
骨折または脱臼	60 万円	35 万円	-	-	60 万円	30 万円	60 万円	35 万円	20 万円	60 万円	25 万円	-	-
欠損または切断	-	15 万円	-	5 万円	-	-	-	-	60 万円	25 万円	70 万円	30 万円	-
筋または腱の断裂 <small>(注) 断裂</small>	-	-	-	-	-	-	-	-	40 万円	25 万円	30 万円	10 万円	-
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	100 万円	45 万円	50 万円	-	70 万円	-	70 万円	40 万円	25 万円	30 万円	10 万円	-	-
脊髄の損傷または断裂	-	-	-	-	100 万円	-	100 万円	-	-	-	-	-	-
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90 万円	-	20 万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	-	-	55 万円	-	-	80 万円	-	-	-	-	-	-	-
熱傷	5 万円	5 万円	-	-	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	15 万円
その他	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円

(注1)「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをおいいます。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部
- (3) 頸部
- (4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

(注2) 胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんこう骨を含みます。

(注3) 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについて

は、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(注4) 同一の事故により被った傷害の部位およびその症状等が、この表の複数の項目に該

当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金

額を医療保険金として支払います。

(注5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、入院または通院した日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は搭乗者傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病的影響等）(1)にかかるわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高い方の額を医療保険金として支払います。ただし、既に同条項第9条（医療保険金の支払）(1)②による医療保険金を支払った場合については除きます。

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

(労働基準局長通牒昭32.7.2 基発第551号による。)

付表III ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

(注) 幼児および18歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するに当り、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10歳、労働能力喪失期間 20年の場合
12.462(20年の係数) - 6.463(8年の係数) = 5.999

付表IV 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意志と能力を有する無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820

(注) 幼児・18歳未満の学生および働く意志と能力を有する無職者(有職者・家事從事者、18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出する。

(例) 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数 64年(67年-3年)に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期(18歳)までの年数 15年(18年-3年)に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数 49年(64年-15年)
- (4) 適用する係数 8.739(19.119-10.380)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢		
			就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329

総合自動車保険 特約

(1) 運転者家族限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
事実の発生日	保険期間の初日時点の家族が、家族に該当する者でなくなった事実の発生日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の中途中で付帯された場合は、契約条件変更日 ^(注) から保険証券記載の保険期間の末日までをいいます。 (注) 契約条件変更日 契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当会社は、この特約により、記名被保険者およびその家族以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故および普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故
(2) 次に定める条件をすべて満たす場合には、当会社は、保険期間の初日の時点の家族が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、(1) の規定を適用しません。
① 保険契約者または記名被保険者から、その運転者が保険期間の初日の時点の家族に該当していたことが確認できる公的資料等の提出があり、当会社が妥当と認めること。
② 保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって、事実の発生日にこの特約が削除されたものとして、保険契約の条件の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。
③ 保険契約者が、次条の追加保険料を払い込むこと。

第4条 (追加保険料の請求)

当会社は、前条(2)の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

区分	追加保険料の請求額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日について、当会社が妥当と認める資料の提出があり、事実の発生日が特定できる場合	事実の発生日以後の期間に対し、差額保険料 ^(注) に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日について、当会社が妥当と認める資料の提出がない場合、または、提出された資料によって事実の発生日が特定できない場合	保険期間の初日以後の期間に対し、差額保険料 ^(注) に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

(2) 運転者本人・配偶者限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事実の発生日	保険期間初日時点の記名被保険者の配偶者が、記名被保険者の配偶者でなくなった事実の発生日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の中途中で付帯された場合は、契約条件変更日 ^(注) から保険証券記載の保険期間末日までをいいます。 (注) 契約条件変更日 契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当会社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故および普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故
(2) 次に定める条件をすべて満たす場合には、当会社は、保険期間の初日の時点の記名被保険者の配偶者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、(1) の規定を適用しません。
① 保険契約者または記名被保険者から、その運転者が保険期間の初日の時点の配偶者に該当していたことが確認できる公的資料等の提出があり、当会社が妥当と認めること。
② 保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって、事実の発生日にこの特約が削除されたものとして、保険契約の条件の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。
③ 保険契約者が、次条の追加保険料を払い込むこと。

第4条 (追加保険料の請求)

当会社は、前条(2)の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

区分	追加保険料の請求額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日について、当会社が妥当と認める資料の提出があり、事実の発生日が特定できる場合	事実の発生日以後の期間に対し、差額保険料 ^(注) に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日について、当会社が妥当と認める資料の提出がない場合、または、提出された資料によって事実の発生日が特定できない場合	保険期間の初日以後の期間に対し、差額保険料 ^(注) に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

(3) 運転者本人限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- 当会社は、この特約により、記名被保険者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故

(4) 運転者年齢限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	被保険自動車を運転する者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない次のいずれかに該当する者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務^(注)に従事中の使用者

(注) 業務

家事を除きます。

- (2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいづれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故

(5) 子供運転者年齢限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
子供	次のいづれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者またはその配偶者の同居の子 ② 記名被保険者またはその配偶者の子の配偶者 ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居の場合に限ります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に運転者年齢限定特約が適用されていること。
② 記名被保険者が個人であること。
③ この特約を適用する旨保険証券に記載されていること。

第3条 (この特約による運転者年齢条件の特則)

当会社は、この特約により、保険証券に記載された子供の年齢条件に該当する子供が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者年齢限定特約の規定を適用しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(6) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転免許	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 1 項に定める運転免許であって、かつ、被保険自動車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
運転免許取得者	次のいづれかに該当する者のうち、運転免許を取得した者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
年齢限定特約	運転者年齢限定特約または子供運転者年齢限定特約をいいます。
免許取得日	交付された運転免許証に記載されている免許の年月日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に年齢限定特約が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第3条 (運転免許取得者に対する自動補償)

- (1) 当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合は、この特約により、免許取得日以後、②の承認までの間は、この保険契約に適用されている年齢限定特約の年齢条件に該当しない運転免許取得者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害に対しては、この保険契約に適用されている年齢限定特約の規定にかかわらず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される年齢限定特約以外の特約の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 運転免許取得者が運転免許を最初に取得した場合であること。
② 免許取得日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって年齢限定特約の変更または削除の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。
③ 保険契約者が、次条の追加保険料を払い込むこと。
ただし、支払う保険金は、普通保険約款対人賠償条項または対物賠償条項に規定する保険金に限ります。

- (2) (1) ②における年齢限定特約の変更または削除は、変更または削除後の年齢条件を適用したこの保険契約において、運転免許を新たに取得した運転免許取得者が被保険自動車を運転している間に生じた損害に対して、保険金を支払うことができる変更または削除に

限ります。

第4条 (追加保険料の請求)

当会社は、前条（1）②の承認をする場合には、差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額を請求します。

(注) 差額保険料

この保険契約に適用されている年間保険料と年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

第5条 (保険金の請求)

この特約により保険金が支払われる場合におけるその保険金の請求権は、第3条（運転免許取得者に対する自動補償）(1) の条件をすべて満たした時と普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(1) ①に規定する時のいづれか遅い時に発生し、これを行えることができるものとします。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(7) 自損事故傷害特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条（定義）第 4 項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第 2 条第 3 項に定める保有者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されておらず、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次のいづれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により身体に損害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約および普通保険約款基本条項^(注)に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中である場合に限ります。

- (注) 1) 普通保険約款基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
(注) 2) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。
(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。
① 日射、熱射または精神的衝動による障害
② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいづれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害

- ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。

- (注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

- (4) 当会社は、次のいづれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

- または暴動^(注1)
 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ③ 核燃料物質^(注2) もしくは核燃料物質^(注2) によって汚染された物^(注3) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑥ 被保険者が被保険自動車を競技、曲技^(注4) もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注5) すること。
 ⑦ 被保険自動車に危険物^(注6) を業務^(注7) として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注6) を業務^(注7) として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 暴動
 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注2) 核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
 (注3) 核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
 (注4) 競技、曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。

- (注5) 使用
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 危険物
 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 業務
 家事を除きます。

- (5) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している間に被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 ① 被保険自動車の保有者
 ② 被保険自動車の運転者
 ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注8) に搭乗中の者
 (注) 室内
 隣壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 (2) (1) の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500 万円^(注9) を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
 (注) 1 回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
 (2) (1) の被保険者の法定相続人が 2 名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表 I^(注10) の 1 または普通保険約款別表 I^(注10) の 2 に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
 (注) 普通保険約款別表 I
 注書きも含みます。

- (2) 既に後遺障害のある被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表 I^(注10) の 1 または普通保険約款別表 I^(注10) の 2 に掲げる加重後 - 既にあつた後遺障害に該当する等級に定める金額 = 後遺障害保険金の後遺障害に該当する等級に定める金額

(注) 普通保険約款別表 I
 注書きも含みます。

第9条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、

平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に算し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$6,000 円 × 入院日数 = 医療保険金の額$$

② 通院した場合

$$4,000 円 × 通院日数^(注11) = 医療保険金の額$$

(注) 通院日数

① に該当した日数を除きます。

- (2) (1) の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注12) であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1) (2) の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。

① 長管骨^(注13) の骨折および脊柱の骨折によるギブス

② 長管骨^(注13) に接続する三節間部分の骨折で長管骨^(注13) 部分も含めたギブス

③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

④ 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・胫骨および腓骨をいいます。

- (4) (1) の医療保険金の額は、1 回の事故につき、100 万円を限度とします。

- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第10条（他の身体の障害または疾病的影響等）

- (1) 被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第 7 条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500 万円を限度とします。

- (2) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第 8 条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000 万円を限度とします。

- (3) 当会社は、(1) および(2) (2) に定める保険金のほか、1 回の事故につき、第 9 条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、第 1 条（用語の定義）保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注14) とに区分して算出するものとします。

(注) それ以外の保険金

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第13条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時

③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生日のからその日を含めて 160 日を経過した時のいずれか早い時

第14条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および普通保険約款別表 I^(注15) の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 普通保険約款基本条項第17条（重大事由による解除）（2）および（5）の規定中、「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 普通保険約款基本条項第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」
- ③ 普通保険約款基本条項第30条（時效）の「第26条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）」
- ④ 普通保険約款別表Ⅰ^(注)2の（3）の「ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。」とあるのは「ただし、それぞれの等級に対するこの特約の別表に定める金額の合計額が上記の規定により決定した等級に対するこの特約の別表に定める金額に達しない場合は、その合計額とします。」

（注）普通保険約款別表Ⅰ
注書きも含みます。

＜別表＞ 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2.1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

（8）無保険車傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) および日本国外にある自動車を除きます。 (注)被保険者が所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第3条（保険金を支払う場合）（1）と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注)被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

無保険自動車	<p>相手自動車で、次のいずれかの場合に該当するに認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないに認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額^(注)が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p> <p>① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受け取ることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注)が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ③ に該当するものの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。</p>
無保険車事故	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰの1または普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることをいいます。 (注) 後遺障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。</p>

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は次のいずれかに該当する場合に適用されます。
- ① この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されない場合
 - ② 無保険車事故が、普通保険約款人身傷害条項の保険金の支払対象となる事故である場合で、同条項より支払われるべき保険金の額がこの特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を下回る場合
 - ③ 普通保険約款人身傷害条項第9条（支払保険金の計算）（3）の規定により人身傷害保険金が支払われる場合
- (2) (1)の場合、当会社は、その被保険者については、普通保険約款人身傷害条項による保険金を支払わず、既に支払っていたときにはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約および普通保険約款基本条項^(注)に従い、保険金を支払います。
(注) 普通保険約款基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1)の損害の額は、第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- (3) 当会社は、1回の無保険車事故による（1）の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に對してのみ保険金を支払います。
- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注)
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注)
 - ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注)
- (注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保険法に基づく自動車損害賠償保険事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
- (注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうちもっと高い額とします。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転してい

る場合に生じた損害

- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料物質を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合ーその3)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
 - ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。
 - ③ 被保険者の使用者の業務^(注)に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

(注) 業務
家事を除きます。

- (2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの人または、(1) ②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

- (3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは被保険者の損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合^(注)には、当会社は、保険金を支払いません。

(注) 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

- (4) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技^(注1)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

(注2) 使用
救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

- (6) 当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注1)を業務^(注2)として積載すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の自動車が、危険物^(注1)を業務^(注2)として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注2) 業務
家事を除きます。

第7条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に

搭乗中の者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (2) (1) の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
- (3) (1) の妊娠中の被保険者の胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されることは、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Iの1または普通保険約款別表Iの2に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第8条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- (2) (1) の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといいかぎりにかかわらず、次の手続によって決定します。
 - ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第23条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第11条 (支払保険金の計算)

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\begin{array}{c} \text{第9条 (損害額の決定) の規定により} \\ \boxed{\text{決定される損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} \\ - \boxed{\begin{array}{l} \text{次の2つのうち} \\ \text{いずれか高い額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{次の①、②、④、⑤および⑥の合計額} \\ \text{次の①、③、⑤および⑥の合計額} \end{array}} = \text{保険金の額} \end{array}$$

- ① 自賠責保険等によって支われる金額^(注1)
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条（保険金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)
- ④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額^(注4)
- ⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ⑥ 第9条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- (注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保険法に基づく自動車損害賠償保険事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- (注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
- (注4) 他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第12条 (保険金請求権者の義務)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）(1) の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠

償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所および氏名または名称
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 当会社は、保険金請求権者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条(保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条(保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行えるものとします。

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 第17条(重大事由による解除)の規定中、(2) (注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」、(2) (注2)および(5) (注2)の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」ならびに(2) (注3)および(5) (注2)の「人身傷害条項」とあるのは、「この特約」
- ② 第28条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) (1)の「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは、「この特約」
- ③ 第30条(時効)の「第26条(保険金の請求) (1)」とあるのは「この特約第15条(保険金の請求)」

(9) 人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者(注1)が被保険自動車に搭乗している間に生じた人身傷害事故によって被る損害に限り、普通保険約款人身傷害条項および基本条項(注2)に従い、保険金を支払います。

(注1) 被保険者

普通保険約款人身傷害条項第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者をいいます。

(注2) 基本条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(10) ファミリー一般傷害特約(家族型)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いざれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注) 急激かつ偶然な外来の事故
以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。
 - ア. 法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 法令に定められた運転資格
 - 運転する地における法令によるものをいいます。
- ⑭ 暴露
 - 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が書され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ⑮ 核燃料物質
 - 使用済燃料を含みます。
- ⑯ 核燃料物質によって汚染された物
 - 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) 頸部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
- ② 被保険者がその職業または職務に従事している間(注)に生じた事故によって被った傷害
 - (注) 職業または職務に従事している間
通勤途上は含みません。
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
- ④ 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条(保険金を支払う場合)に定められた保険金が支払われるべき場合におけるその傷害

支障がない程度にならなかった時、通院保険金の支払われる日数が30日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
(2) 保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第14条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および子供運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第20条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは、「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」
- ② 第22条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定中、「当会社が保険契約を解除した場合」とあるのは、「当会社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」
- ③ 第26条（保険金の請求）（5）の規定中「(2)」とあるのは、「この特約第13条（保険金の請求）(2)」
- ④ 第26条（8）の規定中「(2)、(3) もしくは(5)」の書類とあるのは、「(3)、(5) もしくはこの特約第13条（保険金の請求）(2)」の書類
- ⑤ 第27条（保険金の支払時期）（1）(注1) および(2) (注1) の規定中、「前条(2)」とあるのは、「この特約第13条（保険金の請求）(2)」
- ⑥ 第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中、「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは、「傷害」、「第26条（保険金の請求）」とあるのは、「第26条（保険金の請求）」およびこの特約第13条（保険金の請求）」
- ⑦ 第30条（時効）の規定中、「第26条（保険金の請求）(1)」とあるのは、「この特約第13条（保険金の請求）(1)」

別表1 第4条（保険金を支払わない場合）(3) ①の運動等

山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリーカーブミングを含みます。）

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

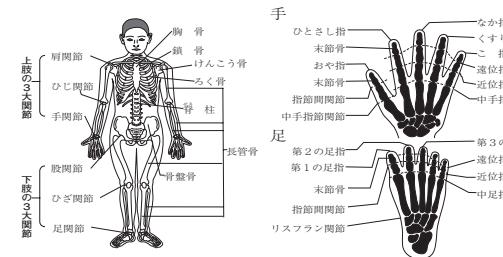
(注3) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラグライダ等をいいます。）を除きます。

別表2 第7条（入院保険金の支払）(1) ②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
 2. 咳しゃくまたは言語の機能を失っていること。
 3. 両耳の聴力を失っていること。
 4. 両上肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
 5. 1下肢の機能を失っていること。
 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (注1) 手関節以上
4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

（注2）関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

1. 保険金請求書
 2. 保険証券
 3. 当会社の定める傷害状況報告書
 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 5. 傷害の程度を説明する被保険者以外の医師の診断書
 6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 7. 被保険者の印鑑証明書
 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 9. その他の当会社が普通保険約款基本条項第27条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（11）ファミリー一般傷害特約（夫婦型）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いすれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内において、急激かつ偶然な外來の事故^(注)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
(注) 急激かつ偶然な外來の事故
以下「事故」といいます。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は含みません。
(注) 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失。
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産
⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
(注2) 暴動
群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- (注) 頸部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
② 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注6)に生じた事故によって被った傷害
(注) 職業または職務に従事している間
通勤途上は含みません。
③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様式により乗用具を使用している間。
④ 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険契約人身傷害条項第2条(保険金を支払う場合)に定める保険金が支払われるべき場合のその傷害

第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
(2) (1) の記名被保険者と配偶者の続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (入院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
① 入院した場合
② この特約の別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
(2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{入院保険金日額} \times (1) \text{または}(2) \text{に該当した日数} = \text{入院保険金の額}$$

(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注7)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられ

る傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
通院保険金日額 × 通院した日数^(注8) = 通院保険金の額
(注) 通院した日数
30日を限度とします。
(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日について、(1)の通院をしたものとみなします。
(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかるわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
(5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条 (他の身体の障害または疾病的影響)

- (1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
(2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条 (特約の失效)

保険契約締結^(注9)の後、被保険者が死亡し、第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。

- (注) 保険契約締結
この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいます。

第11条 (重大事由による特約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせる目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力^(注10)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力^(注10)にに対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力^(注10)を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注10)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他の反社会的勢力^(注10)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④ 他の保険契約者^(注11)との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく过大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (注2) 他の保険契約等
この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注12)を解除することができます。
① 記名被保険者や、(1)③からウまでまたはオのいずれかに該当すること。
② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③からウまでまたはオのいずれかに該当すること。
③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③からウまでまたはオのいずれかに該当すること。
(注) ②または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限りります。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害^(注13)の発生した後になされた場合であっても、普通保険契約基本条項第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかるわらず、(1)①

乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内、かつ自宅^(注1)の外において、急激かつ偶然な外来の事故^(注2)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 自宅

被保険者の居住の用に供される家屋内とします。家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋根、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1单位とします。ただし、台所等の生活用設備を有しない「はなれ」、「勉強部屋」等は同一屋内とします。また、マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず、別家屋として取り扱います。

(注2) 急激かつ偶然な外来の事故

以下「事故」といいます。

- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急速に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 地震もししくは噴火またはこれらによる津波

⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

⑪ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害

② 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注)に生じた事故によって被った傷害

(注) 職業または職務に従事している間

通勤途上は含みません。

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様態により乗用具を使用している間

④ 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に定めた保険金が支払われるべき場合のその傷害

第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (2) (1) の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (入院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

① 入院した場合

② この特約の別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

- (2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金日額 × (1) ①または②に該当した日数 = 入院保険金の額

(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がおおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

通院保険金日額 × 通院した日数^(注) = 通院保険金の額

(注) 通院した日数

30日を限度とします。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第10条 (特約の失效)

保険契約締結^(注)の後、被保険者が死亡し、第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。

(注) 保険契約締結

この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいます。

第 11 条（重大事由による特約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等^(注2)との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 他の保険契約等
この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注1)を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、(1)、③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)、③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)、③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注2) ②または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害^(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害^(注1)に対しては、当会社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 傷害
(2) ②または③の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注2) 保険金
(2) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第 12 条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注1)を解除することを求めることができます。
- ① この特約^(注1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1) ④による事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約^(注1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約^(注1)を解除しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約^(注1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3) の規定によりこの特約^(注1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第 13 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第7条（入院保険金の支払）(1) ①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
- ② 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に障害がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が30日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとするときは、この特約の別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第 14 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 15 条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および子供運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第 16 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

① 第20条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2) の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは、「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」

② 第22条（保険料の返還一解除の場合）(1) の規定中、「当会社が保険契約を解除した場合」とあるのは、「当会社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」

③ 第26条（保険金の請求）(5) の規定中「(2)」とあるのは、「この特約第13条（保険金の請求）(2)」

④ 第26条(8) の規定中「(2)、(3) もしくは(5) の書類」とあるのは、「(3)、(5) もしくはこの特約第13条（保険金の請求）(2) の書類」

⑤ 第27条（保険金の支払時期）(1) (注1) および(2) (注1) の規定中、「前条(2)」とあるのは、「この特約第13条（保険金の請求）(2)」

⑥ 第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) 規定中、「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは、「傷害」、「第26条（保険金の請求）」とあるのは「第26条（保険金の請求）」およびこの特約第13条（保険金の請求）」

⑦ 第30条（時効）の規定中、「第26条（保険金の請求）(1)」とあるのは、「この特約第13条（保険金の請求）(1)」

別表1 第4条（保険金を支払わない場合）(3) ①の運動等

山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注2) 航空機

グラライダーおよび飛行船を除きます。

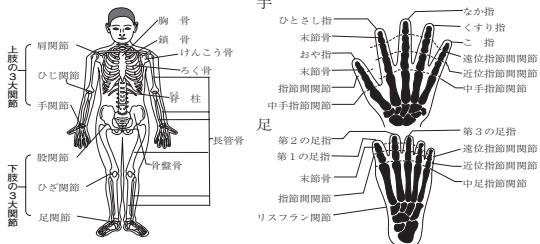
(注3) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第7条（入院保険金の支払）(1) ②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
 2. 咀しゃくまたは言語の機能を失っていること。
 3. 両耳の聴力が失っていること。
 4. 上腕肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
 5. 1下肢の機能を失っていること。
 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (注1) 手関節以上
その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他の当会社が普通保険約款基本条項第27条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うためになくすことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（13）ファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内、かつ自宅^(注1)の外において、急激かつ偶然な外来の事故^(注2)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 自宅

被保険者の居住の用に供される家屋内とします。家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋根、はり、屋根のいずれも独立して備備したものを1単位とします。ただし、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」等は同一家屋内とします。また、マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず、別家屋として取り扱います。

(注2) 急激かつ偶然な外来の事故

以下「事故」といいます。

- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急速に生ずる中毒症状^(注3)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。

(注3) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格^(注4)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シナーラ等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
⑪ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
(注2) 暴動
群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が壊され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 核燃料物質
使用済燃料物質を含みます。
(注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを要付けするに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
(注) 頸部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
② 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注)に生じた事故によって被った傷害
(注) 職業または職務に従事している間
通勤途上は含みません。
③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
④ 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われるべき場合のその傷害

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
(2) (1) の記名被保険者と配偶者の絆柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
① 入院した場合
② この特約の別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
(2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。
入院保険金日額 × (1) ①または②に該当した日数 = 入院保険金の額
(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注5)であるときには、

その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数}^{\text{(注)}} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 通院した日数

30日を限度とします。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条 (特約の失効)

保険契約締結^(注)の後、被保険者が死亡し、第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。

(注) 保険契約締結

この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいです。

第11条 (重大事由による特約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当する認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注1)を不正に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等^(注2)との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく过大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 反社会的勢力
- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 他の保険契約等
- この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ②または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害^(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害^(注1)に対しては、当会社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 傷害

(2) ②または③の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいえます。

(注2) 保険金

(2) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条 (被保険者による特約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対してこの特約^(注)を解除することを求めるることができます。
- ① この特約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④による事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この特約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注)の被保険者となることについて同意した事由に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があなたとときは、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解除しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1)の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があなたの場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの特約^(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第13条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院保険金の支払)⁽¹⁾①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時

② 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が30日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとするときは、この特約の別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第14条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条 (運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および子供運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

① 第20条(保険料の返還一無効または失効の場合)⁽²⁾の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは、「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」

② 第22条(保険料の返還一解除の場合)⁽¹⁾の規定中、「当会社が保険契約を解除した場合」とあるのは、「当会社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」

③ 第26条(保険金の請求)⁽⁵⁾の規定中「(2)」とあるのは、「この特約第13条(保険金の請求)⁽²⁾」

④ 第26条(8)の規定中「(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは、「(3)、(5)

もしくはこの特約第13条（保険金の請求）（2）の書類】

- ⑤ 第27条（保険金の支払時期）（1）（注1）および（2）（注1）の規定中、「前条（2）」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）（2）」
- ⑥ 第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）規定中、「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「傷害」、「第26条（保険金の請求）」とあるのは「第26条（保険金の請求）」およびこの特約第13条（保険金の請求）
- ⑦ 第30条（時効）の規定中、「第26条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）（1）」

別表1 第4条（保険金を支払わない場合）（3）①の運動等

山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリーカラーミングを含みます。）

（注2）航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）軽重量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

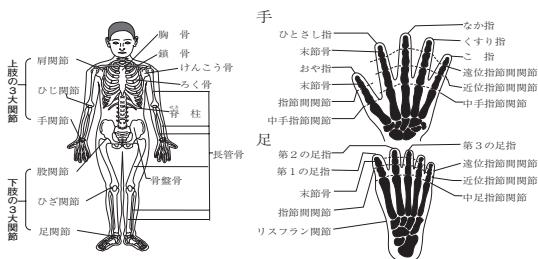
別表2 第7条（入院保険金の支払）（1）②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀しゃくまたは言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 上下肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

（注1）手関節以上

その手関節より心臓に近い部分をいいます。

（注2）関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

1. 保険金請求書
 2. 保険証券
 3. 当会社の定める傷害状況報告書
 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 7. 被保険者の印鑑証明書
 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 9. その他当会社が普通保険約款基本条項第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（14）搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により普通保険約款搭乗者傷害条項第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者が、同条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、同条項第9条（医療保険金の支払）に定める医療保険金を支払う場合は、同条（1）に定める医療保険金を2倍にして支払います。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款搭乗者傷害条項、基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（15）搭乗者傷害の育英費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
搭乗者傷害事故	普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。
被扶養者	搭乗者傷害事故発生時点で、扶養者がその親権者となっている、満18歳未満の未婚の子をいいます。
扶養者	普通保険約款搭乗者傷害条項第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のうち、被扶養者を扶養しており、かつ、主として生計を維持している者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、この特約に従い、育英費用保険金を支払います。

① 扶養者が、搭乗者傷害事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当する状態になること。
ア. 死亡したこと

イ. 普通保険約款別表Ⅰの1もしくは普通保険約款別表Ⅰの2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険証券記載の搭乗者傷害保険額に乗じた額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表Ⅰの2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じること

② 普通保険約款搭乗者傷害条項^(注)の規定により保険金が支払われること
③ 扶養者が搭乗者傷害事故発生時点で被保険者の親権者であること
(注)普通保険約款搭乗者傷害条項
保険証券記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

（2）扶養者が、搭乗者傷害事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療をする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定します。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、第1条（用語の定義）に定める被扶養者である者をいいます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（支払保険金）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合）の育英費用保険金を支払う場合に、500万円を支払います。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、扶養者が死亡した時、扶養者に第3条（保険金を支払う場合）（1）①イの後遺障害が生じた時または搭乗者傷害事故発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

第8条（代位）

当会社が育英費用保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款搭乗者傷害条項、基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第17条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。
「(2) 当会社は、被保険者（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

（注）被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② 第17条（重大事由による解除）（4）の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者、記名被保険者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③ 第17条（重大事由による解除）（5）の規定は、適用しません。

④ 第30条（時効）の「第26条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）」と読み替えます。

（16）搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条項第7条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同条項第8条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

（17）搭乗者傷害の頭部・顔面部倍額支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（医療保険金の支払額基準表の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款別表IIにかかわらず、この特約の別表を適用します。

第4条（入院または通院した日数の合計が5日未満の場合の追加補償）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第9条（医療保険金の支払）（1）②に定める医療保険金が支払われる場合であって、かつ、傷害を被った部位が次のいずれかの場合には、1万円を医療保険金に追加して支払います。

① 頭部

② 顔面部

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款搭乗者傷害条項、基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款搭乗者傷害条項の規定中、「別表II」とあるのは「この特約別表」と読み替えます。

<別表>医療保険金（部位・症状別払）の支払額基準表

部位	頭部	顔面部			胸部、腹部、背部、腰部または臀部	上肢		下肢		全身
		く 眼 お よ び 歯 牙 を 除 く	眼	歯		手 指 を 除 く	上 肢	手 指 を 除 く	下 肢	
打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	10 万円	10 万円	-	-	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円
挫創または挫滅創	20 万円	20 万円	-	-	10 万円	10 万円	5 万円	5 万円	5 万円	15 万円
骨折または脱臼	120 万円	70 万円	-	-	60 万円	30 万円	60 万円	35 万円	20 万円	60 万円
欠損または切斷	-	30 万円	-	10 万円	-	-	60 万円	25 万円	70 万円	30 万円

筋または腱の断裂 ^(注)	-	-	-	-	-	-	-	40 万円	25 万円	30 万円	10 万円	-
神経（脊髄を除く）の 損傷または断裂	200 万円	90 万円	100 万円	-	70 万円	-	70 万円	40 万円	25 万円	30 万円	10 万円	-
脊髄の損傷または断裂	-	-	-	-	100 万円	-	100 万円	-	-	-	-	-
頭蓋内の出血もしくは は血腫または眼球の内 出血もしくは血腫	180 万円	-	40 万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしくは破裂 または眼球の損傷もしくは破裂	-	-	110 万円	-	-	80 万円	-	-	-	-	-	-
熱傷	10 万円	10 万円	-	-	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	15 万円
その他	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円

（注1）「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部
- (3) 頸部
- (4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

（注2）胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんこう骨を含みます。

（注3）各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

（注4）同一の事故により被った傷害の部位およびその症状等が、この表の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金額を医療保険金として支払います。

（注5）被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、入院または通院した日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は普通保険約款搭乗者傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病的影響等）（1）にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき医療保険金のうち、高い方の額を医療保険金として支払います。ただし、既に同条項第9条（医療保険金の支払）（1）②による医療保険金を支払った場合については除ます。

（18）車両危険限定補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項^(注1)に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等^(注2)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。
- ② 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
- ③ 盗難によって生じた損害^(注3)
- ④ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ⑤ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑥ 落書きまたは窓ガラス破損の損害^(注4)
- ⑦ いたずらによって生じた損害^(注5)
- ⑧ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。

⑨ ①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(注1) 基本条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(注3) 被保険自動車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、被保険自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている動産の盗難に伴って被保険自動車に生じた損害を含みます。

(注4) 窓ガラス破損の損害
窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

(注5) 被保険自動車の運行によって生じた損害および被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

第4条 (保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合)

被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名印のあるもの

② 被保険自動車の損傷部位の写真

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(19) レンタカー費用補償特約（実損扱）

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その賣主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しきることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
レンタカー借入れ期	第6条（保険金の請求）（2）に定める書類により証明されたレンタカーの借入れ期間をいいます。
レンタカー費用	被保険者が被保険自動車の代替交通手段としてレンタカーを借り入れるために必要な費用（注） (注) 当会社が使用について承認するレンタカーに限ります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険自動車が普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める損害を被った結果として使用ができなくなり、かつ、被保険者が、被保険自動車の代替交通手段としてレンタカーを借入れた場合に、この特約に従い、第5条（支払保険金の計算）に定める金額をレンタカー費用保険金として被保険者に支払います。ただし、普通保険約款車両条項および基本条項（注）に従い、保険金が支払われる場合に限ります。

(注) 基本条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約において被保険者とは、記名被保険者または被保険自動車の所有者をいいます。

第5条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、レンタカー借入れ日数はレンタカー借入れ期間に対し、30日を限度とします。

$$\text{レンタカー借入れ期間に被保険者がレンタカーを借入れることによって負担した1日あたりのレンタカー費用} \times \text{レンタカー借入れ日数} = \text{保険金の額}$$

(2) 前項の規定にかかわらず、レンタカー借入れ期間であっても、次のいずれかに定める日以降の期間については、当会社は、レンタカー費用保険金を支払いません。

① 当会社が普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、全損として保険金を支払う場合は、被保険者が、被保険自動車の代替とする自動車を新規に取得（注2）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日

② 当会社が普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、分損で保険金を支払う場合で、被保険自動車の損傷を修理するときは、被保険自動車が修理完了後、被保険者の手元に戻った日。ただし、被保険者の責に帰すべき事由により被保険者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。

③ 当会社が普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、分損で保険金を支払う場合で、被保険自動車の損傷を修理しないときは、被保険者がレンタカーを借り入れた日から起算して、被保険自動車の損傷に対して通常の修理を行った場合に被保険自動車が被保険者の手元に戻るであろう日、または被保険者が被保険自動車の代替とする自動車を新規に取得（注2）した日、もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日

(注1) 普通保険約款車両条項および基本条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 取得

所有権留保条項付買賣契約に基づく購入を含みます。

(3) 当会社は、レンタカー費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときは、(1) および (2) に定めるレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額

次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{レンタカー費用}} - \boxed{\text{レンタカー費用保険金の額}} = \boxed{\text{自己負担額}}$$

(4) 当会社は、(1)、(2) および (3) の規定によって支払うべきレンタカー費用保険金と普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険証券記載の車両保険金額を超える場合であっても、レンタカー費用保険金を支払います。

(5) レンタカー費用保険金に関する、他の保険契約等（注）がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1) および (2) の規定によりレンタカー費用保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第25条(2) (4) の規定中「人陪償条項第10条（費用）(2) の臨時費用、車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第6条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(1) ④の規定にかかわらず、前条の規定によって当会社が保険金を支払うべき日数が確定した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(2) に定める書類または証拠のほか、レンタカーを借り入れた事実、日数およびレンタカー費用を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第7条 (他の特約との関係)

この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、他車運転危険補償特約第4条（保険金を支払う場合－車両損害）(1) (注2) の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第8条 (適用規定)

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定をとのおり適用します。

① 第17条（重大事由による解除）(2) の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、被保険者（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害について適用しません。」

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② 第17条（重大事由による解除）(4) の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約またはこの特約の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害について適用しません。」

③ 第17条（重大事由による解除）(5) の規定は、適用しません。

④ 第26条（保険金の請求）(5) の規定中「(2)」とあるのは、「(2) およびこの特約第6条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

⑤ 第26条(8) の規定中「(2)、(3) もしくは (5) の書類」とあるのは、「(2)、(3)、(5) もしくはこの特約第6条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

⑥ 第27条（保険金の支払時期）(1) (注1) および (2) (注2) の規定中、「前条（2）および（3）」とあるのは、「前条（2）、(3)、およびこの特約第6条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

⑦ 第30条（時効）の「第26条（保険金の請求）(1)」とあるのは、「この特約第6条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。

(2) 普通保険約款車両条項第16条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、この特約によるレンタカー費用保険金を含めないものとします。

（20）事故付随費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故付隨費用保険金	臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅費用保険金および搬送・引取費用保険金をいいります。
車両事故	普通保険約款車両条項および基本条項（注）に従い保険金が支払われる場合に、その保険金支払の対象となる事故をいいます。 (注) 普通保険約款車両条項および基本条項 被保險自動車に適用される他の特約を含みます。
搬送・引取費用	車両事故により被保險自動車が自力で走行できなくなった場合（注1）に、被保險自動車を記名被保險者の居住地（注2）にもよりの修理工場または当会社の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用、または被保險自動車の損傷の修理完了後、被保險自動車を記名被保險者の居住地（注2）にもよりの当会社の指定する場所へ陸送車等により運搬するために要した費用をいいます。ただし、盗難にあつた被保險自動車を引き取るために必要な費用であった費用を除きます。 (注1) 自力で走行できなくなった場合 法令により走行が禁じられる場合を含みます。 (注2) 記名被保險者の居住地 保険証券記載の記名被保險者の住所をいいます。
臨時帰宅費用	車両事故により被保險自動車が自力で走行できなくなった場合（注1）に、被保險者が、合理的な経路および方法により、事故発生地から居住地まで帰宅するため、または当面の目的で移動するために負担した交通費をいいます。ただし、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額は含みません。 (注) 自力で走行できなくなった場合 盗難により使用できない場合、または法令により走行が禁じられる場合を含みます。
臨時宿泊費用	車両事故により被保險自動車が自力で走行できなくなった場合（注1）に、被保險者が臨時に宿泊せざるを得なかつたために、事故発生地からもよりのホテル等の宿泊施設（注2）に臨時に宿泊した場合に、被保險者が負担した1泊分の客室料（注3）をいいます。 (注1) 自力走行できなくなった場合 盗難により使用できない場合、または法令により走行が禁じられる場合を含みます。 (注2) ホテル等の宿泊施設 居住施設を除きます。 (注3) 客室料 飲食費用を含みません。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項（注）により保険金が支払われる場合に、車両事故に伴って被保險者が臨時宿泊費用、臨時帰宅費用または搬送・引取費用を負担したことによって被った損害に対し、この特約に従い、事故付隨費用保険金を支払います。

(注) 基本条項

被保險自動車に適用される他の特約を含みます。

第4条（被保險者の範囲）

(1) この特約において被保險者は、普通保険約款車両条項第7条（被保險者の範囲）の規定にかからず、被保險自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）をいいます。ただし、極めて異常に危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注1) 乗車装置またはその装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場合を除きます。

(注2) 乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者

一時に被保險自動車から離れている者を含みます。

(2) (1) に加え、搬送・引取費用保険金の被保險者は、被保險自動車の所有者を含めるものとします。被保險自動車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 被保險自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被保險自動車が1年以上を期間とする賃貸契約により賃貸されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、被保險自動車を所有する者

第5条（事故付隨費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、次の規定に従い、事故付隨費用保険金を支払います。

- ① 臨時宿泊費用保険金
被保險者が負担した臨時宿泊費用の額を、臨時宿泊費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保險者1名あたり1万円を限度とします。
- ② 臨時帰宅費用保険金
被保險者が負担した臨時帰宅費用の額を、臨時帰宅費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保險者1名あたり2万円を限度とします。
- ③ 搬送・引取費用保険金
被保險者が負担した搬送・引取費用の額を、搬送・引取費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき10万円を限度とします。

(2) 臨時宿泊費用、臨時帰宅費用および搬送・引取費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保險者の自己負担額（注2）を超過するときは、当会社は（1）に定めるそれぞれの保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金
第三者が負担すべき額で被保險者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額

次の算式によって算出される額とします。

$$\text{臨時宿泊費用} - \text{臨時宿泊費用保険金の額} = \text{自己負担額}$$

$$\text{臨時帰宅費用} - \text{臨時帰宅費用保険金の額} = \text{自己負担額}$$

$$\text{搬送・引取費用} - \text{搬送・引取費用保険金の額} = \text{自己負担額}$$

(3) 他の保険契約等（注2）がある場合は、当会社は、臨時宿泊費用、臨時帰宅費用および搬送・引取費用のそれぞれ別々に普通保険約款基本条項第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および（2）の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第25条（2）③の規定中「車両条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

(注2) 他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第6条（現物による支払）

当会社は、被保險者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供、修理完了後の被保險自動車の搬送等、保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、事故付隨費用保険金の支払に代えることができます。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する事故付隨費用保険金の請求権は、当会社が支払うべき事故付隨費用保険金の額が確定した時に発生し、これを行えることができるものとします。

第8条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、他車運転危険補償特約第4条（保険金を支払う場合—車両損害）（1）（注2）の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

(1) 第17条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。
(2) (2) 当会社は、被保險者（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保險者に係る部分を解除することができます。
(注) 被保險者

この特約における被保險者であって、記名被保險者または車両条項の被保險者以外の者に限ります。

(2) 第17条（重大事由による解除）（4）の規定を、次のとおり読み替えます。
(4) 保険契約者、記名被保險者、車両条項の被保險者またはこの特約の被保險者が（1）

③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除外がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれかに該当しない被保險者に生じた損害については適用しません。】

③ 第17条（重大事由による解除）（5）の規定は、適用しません。

④ 第30条（時効）の「第26条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）」と読み替えます。

（21）身の回り品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車両事故	普通保険約款車両条項および基本条項（注）により保険金が支払われる場合に、その保険金支払の対象となる事故をいいます。 (注) 普通保険約款車両条項および基本条項 被保險自動車に適用される他の特約を含みます。
被保險者	身の回り品の所有者をいいます。
付属品	被保險自動車に定着または装備されている物をいいます。

保険価額	その損害が生じた地および時ににおける、損害が生じた身の回り品の価額をいいます。
身の回り品	<p>被保険自動車の車室内もしくはトランク内に収容またはキャリア^(注1)に固定された日常生活の用に供するるために個人が所有する動産をいいます。</p> <p>ただし、次のものは含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 付属品および被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料 ② 自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、ヨット、モーターボート、水上バイク、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ③ ラジコン模型およびその付属品 ④ ノート型パソコンおよびその付属品 ⑤ 携帯電話、PHS、ポケットペル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑥ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ⑦ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けているもの ⑧ 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書^(注2)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー^(注3)、鉄道・船舶・航空機の定期券その他これらに準ずるもの。ただし、定期券以外の鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券は、身の回り品に含みます。 ⑨ 貴金属、宝玉石または書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ⑩ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印草、歎草、き草、免許状その他これらに準ずるもの ⑪ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの^(注4) ⑫ 動物、植物等の生物 ⑬ 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類するもの (注1) キャリア 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。 (注2) 預貯金証書 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。 (注3) 電子マネー 決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。 (注4) 市販されていないものをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

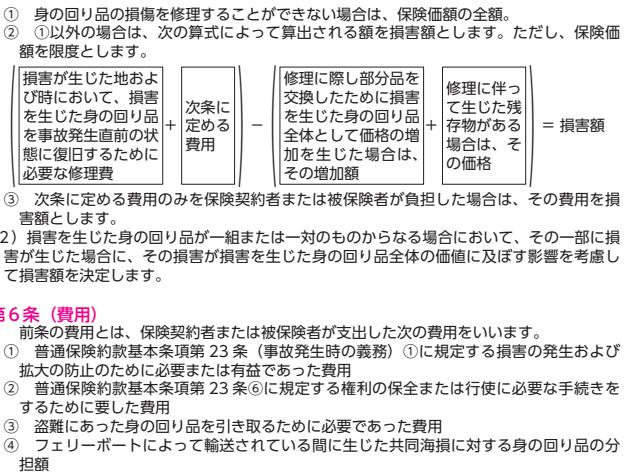
- (1) 当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項^(注5)により保険金が支払われる場合に、その車両事故に伴って身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、キャリアに固定された身の回り品のみが盗難されたことによって生じた損害を除きます。
- (注) 基本条項
被保険自動車に適用される他の特約を含みます。
- (2) 当会社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注6)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主^(注7)
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用者
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 紛失
 - ② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
 - ③ 故障損害^(注8)
- (注) 故障損害
偶然な外来の事故に起因しない身の回り品の電気的または機械的損害をいいます。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。



第6条 (費用)

- 前条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。
- ① 普通保険約款基本条項第23条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第23条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
 - ③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
 - ④ フェリーポートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額

第7条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、すべての身の回り品について第5条(損害額の決定)の損害額を合計した金額とし、保険金額を限度とします。
- (2) 収回金^(注1)がある場合において、收回金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超えるときは、当会社は(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注1) 収回金
第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収した金額をいいます。
 - (注2) 自己負担額
次の算式によって算出される額とします。

$$\text{すべての身の回り品について第5条(損害額の決定)の損害額を合計した金額} - \boxed{\text{保険金の額}} = \text{自己負担額}$$
- (3) 被保険者が2名以上いる場合は、(1)に記載した当会社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の当会社の支払う保険金の額を決定します。
 - ① 各被保険者別の損害額。ただし、收回金^(注3)を差し引いた残額とします。
 - ② ①の合計額
 - (注) 収回金
第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収した金額をいいます。

- (4) 当会社の支払う保険金に関して、他の保険契約等^(注4)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)⁽¹⁾および(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第25条(2)③の規定中「車両条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。
 - (注) 他の保険契約等
第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条 (現物による支払)

当会社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第9条 (被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が損害が生じた身の回り品について自全^(注5)として保険金を支払った場合は、損害が生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、保険金額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
 - (注) 全損
身の回り品の損傷を修理することができない場合、または損害が生じた地および時ににおいて、損害が生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費が、損害が生じた身の回り品の保険価額以上となる場合をいいます。

- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害が生じた身の回り品について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金の請求権は、事故発生のときに発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が身の回り品の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第26条(保険金の請求)⁽²⁾に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書を当会社に提出しなければなりません。

第 11 条（盗難の際の調査）

- (1) 身の回り品について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用者または監守人に対し詳細な陳述を求めるることができます。
- (2) 保険契約者は被保険者は、当会社が (1) の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者は被保険者が (1) の陳述に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく (2) の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（保険金支払前に盗難身の回り品が回収された場合の措置）

盗難にあった身の回り品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に破損または汚損がある場合を除きます。

第 13 条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、他車運転危険補償特約第 4 条（保険金を支払う場合－車両損害）(1) (注 2) の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 14 条（準用規定）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(2) (1)において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第 17 条（重大事由による解除）(2) の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、被保険者 (注) (1) ③からオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注) の被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② 第 17 条（重大事由による解除）(4) の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者、記名被保険者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が (1) ③からオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③からオまでのいすれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③ 第 17 条（重大事由による解除）(5) の規定は、適用しません。

④ 第 23 条（事故発生時の義務）の「被保険自動車」とあるのを「身の回り品」と読み替えます。

⑤ 第 26 条（保険金の請求）(5) の規定中「(2)」とあるのは、「(2) およびこの特約第 10 条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

⑥ 第 26 条（8）の規定中「(2)、(3) もしくは (5) の書類」とあるのは、「(2)、(3)、(5) もしくはこの特約第 10 条（保険金の請求）(2) の書類」と読み替えます。

⑦ 第 27 条（保険金の支払時期）(1) (注 1) および (2) (注 1) の規定中、「前条 (2) および (3)」とあるのは「前条 (2)、(3) およびこの特約第 10 条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

⑧ 第 30 条（時効）の「第 26 条（保険金の請求）(1)」とあるのを「この特約第 10 条 (1)」と読み替えます。

⑨ 第 32 条（代位）の「車両損害」とあるのを「身の回り品損害」と読み替えます。

(3) (1)において、普通保険約款車両条項第 16 条（盗難自動車の返還）の「被保険自動車」を「身の回り品」と読み替えます。

（2 2）指定修理工場入庫臨時費用補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定修理工場	当会社の指定修理工場をいいます。
入庫	被保険自動車が指定修理工場の管理下に入ることをいいます。
被保険者	被保険自動車の所有者をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第 3 条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款車両条項第 2 条（保険金を支払う場合）(1) に定める損害が生じた場合に、普通保険約款車両条項第 23 条（事故発生時の義務）(2) に定める事故通知を当会社所定の連絡先に対して行い、かつ、指定修理工場に入庫させ、その損害の修理を行つた場合は、この特約に従い、指定修理工場に入庫臨時費用保険金を被保険者に支払います。ただし、当会社が、普通保険約款車両条項第 11 条（支払保険金の計算）(1) に規定する保険金のうち、同条 (1) (2) に規定する分損の保険金を支払う場合に限ります。

第 4 条（指定修理工場入庫臨時費用保険金の支払額）

(1) 1 回の事故につき、当会社の支払う指定修理工場入庫臨時費用保険金の額は、2,000 円とします。

(2) 当会社は、(1) の指定修理工場入庫臨時費用保険金と普通保険約款車両条項第 11 条（支払保険金の計算）(1) ②に規定する保険金の合計額が保険証券記載の車両保険金額を超える場合であっても、指定修理工場入庫臨時費用保険金を支払います。

(3) 指定修理工場入庫臨時費用保険金に関しては、他の保険契約等 (注) がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第 25 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1) および (2) の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第 25 条 (2)

④ の規定中「対人賠償条項第 10 条（費用）(2) の臨時費用および車両条項第 13 条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。
(注) の他の保険契約等

第 3 条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第 5 条（保険金の請求）

当会社に対する指定修理工場入庫臨時費用保険金の請求権は、被保険自動車が指定修理工場に入庫された時から発生し、これを行使できるものとします。

第 6 条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、他車運転危険補償特約第 4 条（保険金を支払う場合－車両損害）(1) (注 2) の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 7 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項第 30 条（時効）の規定中「第 26 条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第 5 条（保険金の請求）」と読み替えます。

（2 3）他車運転危険補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
家族	次のいすれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
他の自動車	記名被保険者およびその家族が所有する自動車 (注 1) 以外の自動車であって、その用途車種が次のいすれかに該当するものをいいます。ただし、記名被保険者またはその家族が常時使用する自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用小型貨物車 ⑤ 自家用軽四輪貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） ⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下） ⑧ 特種用途自動車 (注 2) (注 1) 所有する自動車 所有権保有条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。 (注 2) 特種用途自動車 自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限ります。
他の自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、記名被保険者およびその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなし、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項 (注) ならびに基本条項第 17 条（重大事由による解除）の規定を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者およびその家族に限ります。

(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の規定にかかわらず、他の自動車について生じた 1 回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するとときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支

払います。

第4条（保険金を支払う場合－車両損害）

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合には、他の運転自動車^(注1)を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項^(注2)および基本条項第17条（重大事由による解除）の規定を適用します。この場合において、他の運転自動車^(注1)の保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、他の運転自動車^(注1)の損害が生じた地および時ににおける価格^(注3)とします。ただし、普通保険約款車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）の規定は適用しません。

(注1) 他の運転自動車
記名被保険者およびその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車をいいます。

(注2) 普通保険約款車両条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注3) 他の運転自動車の損害が生じた地および時ににおける価格
他の運転自動車と同一の用途車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

(2) (1) の規定により、当会社が支払うべき保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第5条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、この保険契約に自損事故傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者およびその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約^(注1)および普通保険約款基本条項第17条（重大事由による解除）の規定を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中^(注3)の次のいずれかに該当する者に限ります。

① 記名被保険者

② 家族

(注1) 自損事故傷害特約
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項、車両条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転しているとき。

② 被保険者が役員^(注3)となっている法人の所有する自動車^(注2)を運転しているとき。

③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貿易、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。

④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する自動車

所有權留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注3) 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第8条（重大事由解除に関する特則）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(2) (1)において、普通保険約款車両条項^(注2)が適用されている場合には、普通保険約款基本条項第17条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えます。

① (1) (注1) の規定中、「記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「記名被保険者」

② (2) (注1) の規定中、「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「車両条項」、「記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「記名被保険者」

③ (5) の規定中、「車両条項の被保険者が（1）（3）アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合、または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害または傷害については適用しません。」とあるのは「（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害または傷害については適用しません。」

(注1) 普通保険約款車両条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（24）自動車事故弁護士費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注1) および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 被保険者が所有する自動車 所有權留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
財物の損壊	被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取 ^(注2) されることをいいます。 (注) 盗取 詐取を含みません。
自動車被害事故	被保険者が相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により被害を被ることをいいます。
身体の障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
損害賠償請求	保険金請求権者が行う賠償義務者に対する自動車被害事故にかかる法律上の損害賠償請求をいいます。
損害賠償請求費用	弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ^(注3) をいいます。 (注) その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 法律相談費用を除きます。
賠償義務者	自動車被害事故により被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害	身体の障害または財物の損壊をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
法律相談	損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第3号に規定する相談
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
保険金請求権者	自動車被害事故によって被害を被った被保険者 ^(注4) をいいます。 (注) 被害を被った被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した損害賠償請求費用を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が法律相談を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。

(3) 当会社は（1）および（2）に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

(4) 当会社は、自動車被害事故が保険期間中に生じ、かつ、保険金請求権者が賠償義務者に対する自動車被害事故にかかる損害賠償請求または法律相談を自動車被害事故の発生日からその日のを含めて3年内に行なった場合に限り弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した自動車被害事故
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した自動車被害事故
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車

- に搭乗中に発生した自動車被害事故
- ④ が被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した自動車被害事故
- ⑤ が被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって発生した自動車被害事故
- ⑥ が被保険者が自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代理業等自動車を取り扱うことを業としている者^(注1)である場合に、被保険者が業務として受託した被保険自動車に搭乗中に発生した自動車被害事故
- ⑦ 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に発生した自動車被害事故
- ⑧ 被保険者が自動車を競技、曲技^(注2)もしくは試験のために使用すること、または自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注3)することによって発生した自動車被害事故
- ⑨ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注4)を業務^(注5)として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物を業務^(注5)として積載した被牽引自動車を牽引することによって発生した自動車被害事故
- ⑩ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物^(注6)および業務に関連して受託した財物について生じた自動車被害事故
- ⑪ 第5条(被保険者の範囲) (1) (5)に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、被保険自動車およびその他の自動車の車室内もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア^(注7)に固定されていない財物について生じた自動車被害事故

(注1) 自動車を取り扱うことを業としている者

これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注3) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注4) 危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注5) 業務

家事を除きます。

(注6) 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物
被保険自動車を除きます。

(注7) キャリア

自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

(2) 当会社は、財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由による財物の損壊によって生じた損害に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 台風、洪水または高潮

④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性の起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ①から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態に認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求または法律相談費用保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

① 被保険者の父、母、配偶者または子

② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

③ 被保険者の使用者の業務^(注)に相手自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

第5条(被保険者の範囲)

(1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条(損害の範囲と責任の限度)

(1) 当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額とします。ただし、1回の自動車被害事故につき、300万円を限度とします。

(2) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、第3条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額とします。ただし、1回の自動車被害事故につき、10万円を限度とします。

(3) (1) の規定にかかわらず、自動車被害事故にかかる損害賠償請求と自動車被害事故以外にかかる損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって算出される額によって支払保険金の額を決定します。

第3条(保険金を支払う場合) (1) の損害の額	自動車被害事故にかかる法律上の損害賠償責任の額
= 保険金の額	×

(4) (2) の規定にかかわらず、自動車被害事故にかかる法律相談と自動車被害事故以外にかかる法律相談を同時にを行う場合は、次の算式によって算出される額によって支払保険金の額を決定します。

第3条(保険金を支払う場合) (2) の損害の額	自動車被害事故にかかる法律相談に要した時間
= 保険金の額	×

(5) 当会社の支払う保険金に関して、他の保険契約等^(注)がある場合は、当会社は、普通保険契約基本条項第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および同条(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第25条(2)②の規定中「人身傷害条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等

第3条(保険金を支払う場合)と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条(一連の損害賠償請求)

同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、二つの損害賠償請求とみなし、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたものとみなします。

第9条(保険金の請求)

(1) 弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

(2) 当会社に対する弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求権者は、保険金請求権者が損害賠償請求費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

第10条(運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および子供運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第17条(重大事由による解除) (2) の規定を、次のとおり読み替えます。

〔(2) 当会社は、被保険者^(注)またはこの特約の保険金請求権者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分を解除することができます。〕

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。〕

② 第17条(重大事由による解除) (4) の規定を、次のとおり読み替えます。

〔(4) 保険契約者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者もしくは保険金請求権者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の

規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいづれにも該当しない被保険者またはこの特約の保険金請求権に生じた損害については適用しません。」

③ 第17条（重大事由による解除）(5)の規定は、適用しません。

④ 第30条（時効）の「第26条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

（25）対物超過修理費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者が対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時ににおいて、相手自動車と同一の用途車種、同年代で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時ににおいて、相手自動車を対物事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費で、当会社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって生じた修理費に限ります。
対物超過修理費用	当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認めた場合において、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担し、普通保険約款対物賠償条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われる場合において、当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められるときは、普通保険約款対物賠償条項第10条（費用）に定める費用のほか、被保険者が負担する対物超過修理費用を対物超過修理費用保険金として支払います。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、普通保険約款対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の計算）

当会社が、1回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車1台につき支払う対物超過修理費用保険金は、次の算式によって算出した額または50万円のいづれか低い額を限度とします。

相手自動車の価額について、被保険者が負担する法律上の
対物超過修理費用 × 損害賠償責任の額
相手自動車の価額

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、前条に定める保険金の額から超過額^(注1)を差し引いて対物超過修理費用保険金を支払います。この場合において、既に超過額^(注1)の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額^(注2)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の価額

(注1) 超過額

①の額が②の額を超えるときにおける、その超過額をいいます。

(注2) 保険金の額

相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

(2) 対物超過修理費用保険金に関して、他の保険契約等^(注3)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および同条(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第25条(2)②の規定中「人身傷害条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

(注3) 他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(1)に規定する判断が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、被保険者が実際に支出した相手自動車の修理費の明細書および当会社が求めた書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

(3) 第3条（保険金を支払う場合）の対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行なうものとします。

(4) 普通保険約款対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第9条（他の特約との関係）

(1) この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合は、他車運転危険補償特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）(1)(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

(2) この保険契約に原動機付自転車に関する「賠償損害」補償特約が適用される場合は、同特約第3条（保険金を支払う場合）(1)(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

(3) この保険契約に原動機付自転車に関する「賠償損害・自損傷害」補償特約が適用される場合は、同特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）(1)(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

(4) この保険契約に原動機付自転車に関する「賠償損害・人身傷害」補償特約が適用される場合は、同特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）(1)(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第17条（重大事由による解除）(2)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、被保険者^(注4)が(1)③アからオまでのいづれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② 第17条（重大事由による解除）(4)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が(1)③アからオまでのいづれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいづれかに該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③ 第17条（重大事由による解除）(5)の規定は、適用しません。

④ 第26条（保険金の請求）(5)の規定中「(2)」とあるのは、「(2)およびこの特約第8条（保険金の請求）(2)」

⑤ 第26条（8）の規定中「(2)、(3)」もしくは「(5)の書類」とあるのは、「(2)、(3)、(5)」もしくはこの特約第8条（保険金の請求）(2)の書類

⑥ 第27条（保険金の支払時期）(1)(注1)および(2)(注1)の規定中、「前条(2)および(3)」とあるのは「前条(2)、(3)およびこの特約第8条（保険金の請求）(2)」

⑦ 第30条（時効）の「第26条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）(1)」

（26）原動機付自転車に関する「賠償損害」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいづれかに該当する者が所有する原動機付自転車 ^(注5) 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいづれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車 所有権留保条項付買賣契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が個人であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項(注)を適用します。

(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項

被保険自動車に適用される他の特約を含みます。

(2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、前条の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(注1)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(注2)を、その使用者の業務(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貯蔵、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでそのまま原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第5条 (被保険者の範囲)

この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条(被保険者の範囲)および対物賠償条項第5条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第6条 (被保険自動車の譲渡の場合)

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条(被保険自動車の譲渡)(2)の規定は適用しません。

第7条 (運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約、子供運転者年齢限定特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第8条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款基本条項第17条(重大事由による解除)の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。

① (2)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、被保険者(注2)が(1)、(3)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② (4) ①の「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

(27) 原動機付自転車に関する「賠償損害・自損傷害」補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第6条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車(注)以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項または自損事故傷害特約が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合ー賠償責任)

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項(注)を適用します。

(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項
被保険自動車に適用される他の特約を含みます。

(2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払う場合ー自損傷害)

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

(注) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、第3条(保険金を支払う場合ー賠償責任)の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(注1)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(注2)を、その使用者の業務(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貯蔵、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでそのまま原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条 (被保険者の範囲)

この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条(被保険者の範囲)、対物賠償条項第5条(被保険者の範囲)および自損事故傷害特約第5条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第7条 (被保険自動車の譲渡の場合)

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条(被保険自動車の譲渡)(2)の規定は適用しません。

第8条 (運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約、子供運転者年齢限定特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第9条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、自損事故傷害特約第15条(準用規定)①の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第17条(重大事由による解除)の規定を、以下のとおり読み替えて、この特

約に適用します。

- ① (2) の規定中、(注1) の「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」および(注2) の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
② (1) の「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）」
③ (5) (2) の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－自損傷）」

(28) 原動機付自転車に関する「賠償損害・人身傷害」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車 ^(注) 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項^(注)を適用します。

(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項
被保険自動車に適用される他の特約を含みます。

(2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条（保険金を支払う場合）(2) の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注1)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項^(注2)を適用します。

(注1) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 普通保険約款人身傷害条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貯蔵、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務
家事を除きます。

(注2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）、対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）および人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第7条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条（被保険自動車の譲渡）(2) の規定は適用しません。

第8条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約、子供運転者年齢限定特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第9条（重大事由解除に関する特約）

当会社は、普通保険約款基本条項第17条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。

① (2) の規定中、(注1) の「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」および(注2) の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」

② (2) (注3)、(5) (2) および(5) (注2) の規定中、「被保険者」とあるのは「この特約の被保険者」

③ (2) (注3) および(5) (注2) の「人身傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）に基づき保険金を支払うべき損害」

④ (4) (1) の「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）」

⑤ (5) (2) の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）」

(29) 車両保険の免責金額に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用）

被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）(1) (2) の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等^(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

(注) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由がある場合は、被保険者は、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの

② 被保険自動車の損傷部位の写真

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

(30) 保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の規定による解除は、普通保険約款基本条項第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条 (分割保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、第4条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

(1) 普通保険約款基本条項第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の規定にかかわらず、同条第7条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料(注1)を一括して請求します。

② ①以外のとき

ア. 差額保険料(注1)が未払保険料相当額(注2)よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{危険が減少した時以前に適用} - \text{差額保険料(注1)} = \text{分割保険料の額} \\ \text{書記載の回数に分割した金額}$$

イ. ア以外のとき

$$\text{差額保険料(注1)} - \text{未払保険料相当額(注2)} = \text{差額保険料(注1)を差し引いた額を一括して返還します。}$$

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(2) 普通保険約款基本条項第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2) の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料(注1)に危険増加が生じた時(注2)以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外のとき

ア. 差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に危険の減少が生じた時(注2)までの期間に応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額(注3)よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日(注4)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{危険が減少した時} - \text{危険の減少が生じた時(注2)までの期間に} \\ \text{対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額(注3)} = \text{分割保険料の額} \\ \text{額を変更確認書記載の回数に分割した金額}$$

イ. ア以外のとき

当会社は、差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に危険の減少が生じた時(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額(注3)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(注3) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日(注4)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注4) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。(3) 分割保険料および(1) ①または(2) ①の追加保険料が相当な期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1) ①または(2) ①の規定により、追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注5)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注5) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(5) 普通保険約款基本条項第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(5) の規定にかかわらず、同条第11条（被保険自動車の譲渡）、(1)、第12条（被保険自動車の入替）、(1) または第13条（入替自動車の自動補償）(1) の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料(注1)に未経過期間に對応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外のとき

ア. 差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に既経過期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額(注2)よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{変更日(注4)以前} - \text{差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に既経過期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額} = \text{分割保険料の額} \\ \text{未経過期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額を変更確認書記載の回数に分割した金額}$$

イ. ア以外のとき

差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に既経過期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

変更日(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(注4) 変更日

普通保険約款基本条項第11条（被保険自動車の譲渡）、(1)、第12条（被保険自動車の入替）、(1) または第13条（入替自動車の自動補償）(1) の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

(6) 当会社が、(5) ①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日(注3)からその日を含めて14日以内に、(5) ①の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 変更日

普通保険約款基本条項第11条（被保険自動車の譲渡）、(1)、第12条（被保険自動車の入替）、(1) または第13条（入替自動車の自動補償）(1) の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

(7) (6) に定める期間内に、(5) ①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(8) (6) に定める期間内に、(5) ①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません(注5)。

(注5) 普通保険約款基本条項第13条（入替自動車の自動補償）の規定に基づき入替自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条(2)の取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対してはこの規定を適用しません。

(9) 普通保険約款基本条項第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(9) の規定にかかわらず、当会社は、(1)、(2) および(5) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定めた方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料(注1)に未経過期間に對応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外のとき

ア. 差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に既経過期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額(注2)よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{契約条件変更日(注4)} - \text{差額保険料(注1)から、差額保険料(注1)に既経過期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア以外のとき

差額保険料^{(注)1}から、差額保険料^{(注)1}に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^{(注)2}を差し引いた額を一括して返還します。

(注)1 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注)2 未払保険料相当額

契約条件変更日^{(注)4}以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^{(注)3}を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注)3 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(注)4 契約条件変更日

保険契約の条件の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(10) 当会社が^{(9) (1)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件変更日^{(注)1}からその日を含めて14日以内に、(9) (1)の追加保険料を払い込まれなければなりません。}

(注)1 契約条件変更日

(9) の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(11) (10) に定める期間内に(9) (1)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第8条 (分割保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (解除・分割保険料不払の場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日^{(注)5}までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注)5 次回払込期日

翌月の払込期日をいいます。

(2) (1)の解除は、普通保険約款基本条項第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、次の時からその効力を生じます。

① (1) (1)による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) (2)による解除の場合は、次回払込期日^{(注)5}

(注)5 次回払込期日

翌月の払込期日をいいます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。

第10条 (準用規定)

(1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および他の特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 普通保険約款基本条項第20条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)の規定中、「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」

② 普通保険約款基本条項第22条(保険料の返還-解除の場合)(1)の規定中、「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」

③ 普通保険約款基本条項第22条(2)の規定中、「年間保険料から年間保険料に既経過期間に對する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「年額保険料から年間保険料に既経過期間に對するこの特約の別表に掲げる月割料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、さらに未払込保険料を差し引いた残額とします。」

④ 運転者家族限定特約第4条(追加保険料の請求)の規定

ア. 「短期料率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割料率」

イ. 「(注)1 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「(注)1 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」

⑤ 運転者本人・配偶者限定特約第4条(追加保険料の請求)の規定

ア. 「短期料率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割料率」

イ. 「(注)1 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料とこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「(注)1 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料とこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」

⑥ 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約第4条(追加保険料の請求)の規定

ア. 「短期料率」とあるのは「この保険契約の別表に掲げる月割料率」

イ. 「(注)1 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料と年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「(注)1 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料と年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」

(2) 普通保険約款基本条項第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定は適用しません。

別表 月割料率表

既経過期間・未経過期間	1ヶ月まで	2ヶ月まで	3ヶ月まで	4ヶ月まで	5ヶ月まで	6ヶ月まで	7ヶ月まで	8ヶ月まで	9ヶ月まで	10ヶ月まで	11ヶ月まで	12ヶ月まで
月割料率	1 12	2 12	3 12	4 12	5 12	6 12	7 12	8 12	9 12	10 12	11 12	12 12

(3 1) 保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) (1)、(2) (1)、(5) (1)または(9) (1)の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

第2条 (追加保険料の払込方法等)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) (1)、(2) (1)、(5) (1)または(9) (1)の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者は、第1回分割追加保険料を保険料変更日までに払い込み、第2回以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まれなければなりません。

第3条 (保険料分割払特約の準備)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。

(1) 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定中「(1) (1)または(2) (1)の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間間に」とあるのは「保険料変更日までに」

(2) 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定中「変更日(注)からその日を含めて14日以内に、(5) (1)の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」

(3) 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(7)および(8)の規定中、「(5) (1)の追加保険料」とあるのは、「第1回分割追加保険料」

(4) 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(10)の規定中「契約条件変更日(注)からその日を含めて14日以内に、(9) (1)の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」

(5) 保険料分割払特約第8条(分割保険料不払の場合の免責)の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」

(6) 保険料分割払特約第9条(解除・分割保険料不払の場合)の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」

(3 2) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括払保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

追加保険料	普通保険約款基本条項第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)②、(5)②または(9)②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条(追加保険料の払込方法等)(1)の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料払込みの承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括払保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を払い込むことを承認します。

第3条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第4条(保険料不払による保険契約の解除)(1)または同条項第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)もしくは(7)の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、(1)の規定にかかわらず、以下のとおりとします。

- ① 第1回分割保険料または追加保険料(注)をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条(保険料不払による保険契約の解除)(1)または同特約第7条(保険料の変更、返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)もしくは(7)の規定は適用しません。
- ② 第2回以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第9条(解除-分割保険料不払の場合)(1)または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条(保険料分割払特約の準用)(6)の規定を適用しません。

(注) 追加保険料

(5) の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合のその未払保険料を含みます。

- (3) 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- (4) 当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、(1)および(2)の規定は適用しません。

- ① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収(注)できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。

- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

- (5) 当会社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行う前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払保険料の全額を請求日(注)までに一時に当会社に払い込まれなければなりません。また、この場合、保険契約者が請求日(注)までに未払保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。

- ① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- ② 当会社は、未払保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 請求日

当会社が請求した日をいいます。

第4条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料、第1回分割保険料または追加保険料(注)についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時(注)以後、普通保険約款基本条項第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4)、同条(8)、同条(11)の規定および前条(5)②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注1) 追加保険料

前条(5)の規定により保険契約者が払い込むべき未払保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合のその未払保険料を含みます。

(注2) 保険料の払込みを承諾した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。

- (2) 当会社は、前条(4)の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

第5条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- (1) 第3条(保険料の払込み)(4)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額については、保険契約者に請求できないものとします。
- (2) (1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4)、同条(8)、同条(11)の規定および第3条(保険料の払込み)(5)②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条(保険料不払いによる保険契約の解除)

- (1) 当会社が前条(1)の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当な期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (2) (1)の解除は、普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってその効力を生じます。
- ① 一括払保険料または第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日
 - ② 追加保険料または第3条(保険料の払込)(5)の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時
 - ③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条(保険料返還の特則)

- 普通保険約款基本条項第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(5)、同条(9)、第20条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)、第22条(保険料の返還-解除の場合)(1)、同条(2)およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収(注)したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(3) 保険証券の不発行に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条(保険証券の不発行)

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条(保険証券記載事項の適用)

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条(保険金の請求書類)

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条(保険証券の請求および発行)

- (1) 保険契約者は、第3条(保険証券の不発行)の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。

- (2) 当会社は、(1)の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。

- (3) (1)の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条(保険証券記載事項の適用)および前条の規定は適用されないものとします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用する用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
当会社	三井ダイレクト損害保険株式会社をいいます。
ロードサービスセンター	当会社が別に定める、ロードサービスの受付窓口をいいます。
ロードサービス提供者	ジャパンアシストインターナショナル株式会社（注）をいいます。 （注）ジャパンアシストインターナショナル株式会社 保険契約者等に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。
サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
対象契約	ロードサービスの対象となる保険契約をいい、当会社の総合自動車保険または総合バイク保険のご契約となります。
ご契約のお車・バイク	対象契約により保険の対象となる、対象契約の保険証券記載のお車またはバイクをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車・バイクを主に運転される方で、対象契約の保険証券記載の被保険者をいいます。
被保険者	対象契約により補償を受けられる方をいいます。
自宅	記名被保険者の居住住所をいいます。
保険証券記載	対象契約にeサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、対象契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面への表示を含みます。
継続契約	当会社に2年以上継けて契約された対象契約をいいます。
自力走行不能	物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によりスリップする状態、および泥道や砂浜等のために走行が困難な状態は含まれません。
G P S	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測定用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全球地図測位システム）をいいます。

I. ロードサービス全般に関する事項

1. ロードサービス利用規約

本利用規約は、当会社が提供するロードサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

本サービスを利用される方（以下「利用者」といいます。）は、本利用規約に同意のうえ本サービスの提供を受けることができます。

2. ロードサービスの概要

本サービスでは、以下のサービスを提供します。各サービスの詳細は、「II. ロードサービス各メニューの内容」に記載のとおりです。

- (1) レンターサービス
- (2) 車両トラブル緊急対応サービス
- (3) 宿泊費用サービス
- (4) 帰宅費用サービス
- (5) 車両輸送サービス
- (6) 故障電話相談サービス
- (7) ガソリンスタンド案内サービス
- (8) レンタカー案内サービス
- (9) 安心車検紹介サービス
- (10) 携帯電話G P S位置情報サービス
- (11) ガソリン10リットルサービス
- (12) レンタカー12時間サービス

3. ロードサービスの対象車両

- (1) 本サービスの対象車両は、「車両保険」のセット有無に関わらず、対象契約におけるご契約のお車・バイクとなります。
- (2) 「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「原付特約」（「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」）の対象となる原動機付自転車などの、ご契約のお車・バイク以外の自動車や原動機付自転車は、本サービスの対象となりません。
- (3) 対象契約の普通保険約款の規定にしたがい、ご契約のお車・バイクの入替が行われた場合、入替後の自動車またはバイクをご契約のお車・バイクとして、本利用規約を適用します。

4. ロードサービスの利用者の対象範囲

- (1) 本サービスの利用者の対象範囲は、対象契約の保険契約者、記名被保険者およびご契約

のお車・バイクに搭乗中の方（自動車検査証上の定員を上限とします。）となります。
なお、一時的にご契約のお車・バイクから離れている場合でも、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。

- (2) ご契約のお車・バイクの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車・バイクに搭乗中の方は、対象に含みません。
- (3) 後記「II. ロードサービス各メニューの内容」中、「11. ガソリン10リットルサービス」および「12. レンタカー12時間サービス」については、対象契約が継続契約である場合に限ります。

5. ロードサービスの適用対象地域

本サービスの適用対象地域は、日本国内のみとなります。ただし、離島およびレッカーカー車等の立ち入りが出来ない場所（湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部、通行禁止道路、未整地地域等）では、ロードサービスの手配や提供ができない場合があります。

6. ロードサービスの提供対象期間

- (1) 本サービスの提供対象期間は、対象契約の保険証券記載の保険期間となります。
- (2) 対象契約締結後であっても、保険期間が開始するまでの期間については、提供対象期間に含まれません。
- (3) 対象契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、本サービスの提供は行いません。

7. ロードサービスの提供ができない場合

- (1) 以下の事項に該当する場合には、本サービスを提供することはできません。
 - ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - (a) 利用者の故意または重大な過失
 - (b) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (c) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (d) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (e) 上記 (d) 以外の放射線照射または放射能汚染
 - (f) 上記 (b) から (e) までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
 - (g) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - (h) 航空機または船舶により賃約されているお車を輸送中の場合
 - (i) エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
 - (j) 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用
 - ② 利用者が、法令で定められた運転資格を持たないでご契約のお車・バイクを運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態でご契約のお車・バイクを運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車・バイクを運転している場合
 - ③ 利用者が、競技・曲技のため等にご契約のお車・バイクを使用している場合
 - ④ 利用者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路、海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場合（注）においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - ⑤ 自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所（注）凍結道路・未除雪道路、未整地地域、海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。
 - ⑥ ご契約のお車・バイクが、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
 - ⑦ ご契約のお車・バイクが危険物を積載している場合、または、危険物を積載した被牽引自動車をご契約のお車・バイクが牽引している場合
 - ⑧ 利用者が、正当な理由なく、後記「8. 利用者の義務」の規定に違反した場合
 - ⑨ 当会社またはロードサービス提供者が、地域、時季、気象、道路事情等により本サービスの提供が困難と判断した場合、技術的に本サービス提供が困難と判断した場合、または本サービスの内容、趣旨に照らして本サービスの提供が適当ではないと判断した場合
 - (2) 利用者から「ロードサービスセンター」に事前のご連絡がない場合は、本サービスの提供はできません。

8. 利用者の義務

- (1) 利用者は、本サービスをご利用いただく場合には、必ず事前に「ロードサービスセンター」にご連絡いただくことが必要です。利用者が「ロードサービスセンター」に連絡する以前に自らレッカーや、修理業者等を手配している場合は、その手配に対応するサービスは提供せず、またその手配に対応する費用等も支払いません。
(注) 手配に対応する費用等も支払いません。
- サービスの提供ができない場合であっても、車両保険や事故付随費用補償特約の対象となり、保険金をお支払いできる場合があります。
- (2) 利用者は、本サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を怠なければなりません。
- (3) 利用者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。
- (4) 利用者は、後記「II. ロードサービス各メニューの内容」の規定において利用者が立

て替えることとしている費用については、現地で立て替えなければなりません。この場合、利用者は、立て替えた費用について、後日、ロードサービス提供者に対し、領収証等その費用の立替を証明する書類を提出し、費用精算の請求を行うものとします。

- (5) 利用者は、後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」の規定で定める範囲を超える費用や、無料サービス対象外の費用については、現地で支払わなければなりません。また、本サービスの提供を行った後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、その提供に要した費用は、全て利用者のご負担となります。
- (6) 利用者は、警察に届け出が必要な事態に関しては、警察へ届け出を行い、本サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。
- (7) 利用者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。
- (8) 利用者は、本サービスのご利用の際、現場作業に立ち会う必要があります。ただし、負傷などにより立ち会うことができない場合は除きます。

9. ロードサービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 対象契約の保険契約者、記名被保険者および利用者は、本サービスの提供に際し、対象契約の契約内容情報や利用者の情報等本サービスの提供に必要な情報を、ロードサービス提供者が利用・登録することに同意するものとします。
- その場合、ロードサービス提供者は、本サービス提供に必要な対象契約の契約内容情報や利用者の情報を等、サービス実施者に提供できるものとします。
- (2) ロードサービス提供者は、聞き間違いを防ぐ等利用者からの連絡内容の正確な把握による本サービスの適切・円滑な実施、および応対品質向上的ため、通話内容を録音・記録・保存します。「ロードサービスセンター」へご連絡をいただく際は、この旨ご了承いただいたものとします。
- (3) 交通事故、気象状況等により、サービス実施者の手配や到着に時間を要する場合や、本サービスの提供ができない場合があります。時間を要したことや本サービスの提供ができなかつたことにより利用者等に何らかの損害が発生しても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者はその責任を負いません。
- (4) 当会社およびロードサービス提供者は、本サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用者等の権利を害しない範囲内で、利用者等が有する権利を取得するものとします。
- (5) ご契約のお車・バイクの貴重品、お荷物の管理は、利用者自身でお願いします。紛失、破損等が生じた場合であっても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (6) 本サービスの内容につき、解説が分かれる場合や定めのない事項がある場合は、当会社の解説または定めるところに従っていただきます。
- (7) 本サービス提供の過程において、ご契約のお車・バイクの車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につき当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は一切その責めを負わないものとする旨の書類に、利用者の署名をいただく場合があります。

10. ロードサービス提供時の責任

- (1) 本サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、本サービスの提供に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) 本サービス提供および本サービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用者とサービス実施者、修理工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 本サービス提供時において、ご契約のお車・バイクに高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断により本サービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会社もしくはロードサービス提供者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用者はこれを賠償するものとします。

11. 訴訟の提起と準拠法

- (1) 本利用規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) 本利用規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

12. ロードサービスの変更・中止・終了

本サービスは、保険契約とは別に、当会社がお客様サービスとして提供するものです。当会社は、保険契約者等に通知することなく本サービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

II. ロードサービス各メニューの内容

1. レッカーサービス

(1) 内容

ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場合、自力走行不能となつた場所からロードサービス提供者が指定する修理工場まで、距離の制限なく無料で牽引します。

(2) ご利用上の注意

- ① 利用者が修理工場を指定される場合は、30 km (実走距離) を限度に、無料で牽引します。30 km (実走距離) を超える牽引費用については有料となります。
- ② 利用者が J A F 会員の場合は、J A F への取次を行います。この場合、ロードサービス提供者が指定する修理工場まで牽引するときは牽引距離に関係なく無料 (J A F 無料距離・15 km + 本サービス無料距離・無制限) となり、利用者が指定する修理工場まで牽

引するときは、45 km (実走距離) までの牽引が無料 (J A F 無料距離・15 km + 本サービス無料距離・30 km)、45 km (実走距離) を超える牽引費用については有料となります。

- なお、いずれの場合にも、15 km (実走距離) を超える牽引費用は、一旦利用者が立て替え、無料部分について、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。
- ③ タイヤの盗難やパンク等により通常のレッカーサービスができない場合は、無料サービスの限度額は 18,000 円 (税込) となり、超過分は利用者の負担となります。
- ④ キーの紛失やキー閉じ込みによるレッカーサービスは、無料サービスの対象外となります。
- ⑤ レッカーサービスが修理工場に入庫したものの、その修理工場で修理が完了しなかったため、別の修理工場まで再度レッカーサービスする場合等、同一のトラブルによって複数回レッカーサービスを利用するとはできません。
- ⑥ 修理工場等での修理完了までの車両保管料は、利用者の負担となります。

2. 車両トラブル緊急対応サービス

(1) 内容

ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが生じた場合に、現場で対応可能な以下の簡易作業を無料で提供します。

- ① キー閉じ込み時の鍵開け
一般的なシリンダーキーに限ります。
- ② パッテリー上がり時のジャンピング
ブースターケーブルをつないでエンジンを再始動させる作業を行います。
- ③ タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換
ご契約のお車に搭載されているスペアタイヤへの交換作業を行います。
- ④ 落輪引上げ
落輪の状態にあるご契約のお車・バイクのロープ等による引上げ作業を、20,000 円 (税込) を限度に行います。
- ⑤ ガス欠時のガソリンお届け
無料で現場に最大 10 リットルまでガソリン (または軽油) をお届けします。(ガソリンまたは軽油代は有料です。)
- ⑥ その他の 3 分程度の簡易作業
上記①～⑤以外で、現場での応急作業が可能な場合における、作業時間 30 分程度の簡易作業 (例えば、パルプ・ヒューズ類の取替え、冷却水の補充等) を行います。
- (2) ご利用上の注意
- ① キー閉じ込み時の鍵開けに関して
(a) セキュリティ装置付等特殊な構造のキーの鍵開けや、スペアキーの作成は、無料サービスの対象外となります。
- ② パッテリー上がり時のジャンピングに関して
(a) 本作業の無料サービスの提供は、対象契約の保険期間内において 90 日間で 1 回を限度とします。(90 日間とは、本作業利用日からその日を含めた 90 日間をいいます。)
(b) パッテリー交換等の実費は、利用者の負担となります。
- ③ タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換に関して
(a) 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
(b) スペアタイヤの搭載がない場合は、スペアタイヤの搭載はあるもののスペアタイヤへの交換ができない場合^(注) は、レッカーサービスを行なうことがあります。そのため通常のレッカーサービスができないケースがあり、その際の無料サービスの限度額は 18,000 円 (税込) となり、超過分は利用者の負担となります。
(注) 盗難防止用の特殊ナットで特殊工具でなければ作業できない場合や、ナットそのものが損傷して作業できない場合等。
- ④ 落輪引上げに関して
(a) 「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んでいて、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない場合は「転落」となり、無料サービスの対象外となります。
- ⑤ ガス欠時のガソリンお届けに関して
(a) 軽油については、夜間等に用意できない場合があります。
(b) 対象契約が継続契約である場合には、自宅から直線距離で 50km 以上遠方でガス欠により自力走行不能となったときに、無料で 10 リットルまでのガソリン (ガソリン代無料) を提供するサービスがあります。詳細は後記「11. ガソリン 10 リットルサービス」に記載のとおりです。
- ⑥ その他の 3 分程度の簡易作業に関して
(a) 3 分程度を超える作業や、現場で修理が完了しない作業は、無料サービスの対象外となります。
(b) 事故、故障によるトラブル以外での作業 (雪道におけるチェーン脱着、夏タイヤから冬タイヤへの交換等) は、無料サービスの対象外となります。
- ⑦ 利用者が J A F 会員の場合は、原則 J A F への取次を行い、J A F 会員サービスをご利用いただけます。
- ⑧ 部品代等の実費は利用者の負担となり、現地において、利用者ご自身でお支払いいただけます。
- ⑨ 発見された盗難車両に関するトラブルは、無料サービスの対象外となります。
- ⑩ 雪道・泥道・砂浜等で単にスリップまたはスタッカした状態で走行できない場合は、無料サービスの対象外となります。

3. 宿泊費用サービス

(1) 内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となり自宅へ帰宅できない場合に、当日の宿泊施設をご案内し、1 名 10,000 円 (税込) を限度に宿泊費用をお支払いします。

- (2) ご利用上のご注意
① 宿泊費用は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行ふものとします。
② 当会社が支払う宿泊費用は、自力走行不能となったご契約のお車・バイクの自動車検査証記載の乗車定員かつ実際に宿泊した人数分を上限とし、事故または故障当日1泊分の宿泊費用の実費に限ります。(飲食費、通信費、宿泊施設までのタクシー代等は宿泊費用には含まれません。)
③ 公共交通機関での帰宅が不可能な場合等、帰宅することが地理的・時間的に困難であり、やむを得ず宿泊せざるを得ない場合に限ります。
④ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。(「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。)
⑤ ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、代替交通機関のご案内はしますが、宿泊費用についてはお支払いできません。
⑥ 対象契約に事故付隨費用補償特約がセットされており、この特約の保険金のお支払い対象となる場合は、宿泊費用をこの特約の保険金として取り扱い、1名 10,000 円(税込)を限度にお支払いします。

4. 帰宅費用サービス

(1) 内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となりご契約のお車・バイクで自宅へ帰宅できない場合に、代替交通機関をご案内し、1名 20,000 円(税込)を限度に当日または翌日いずれか 1 日分の、自力走行不能となった場所から自宅までの帰宅費用をお支払いします。

(2) ご利用上のご注意

- ① 帰宅費用は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行ふものとします。
② 当会社が支払う宿泊費用は、自力走行不能となったご契約のお車・バイクの自動車検査証記載の乗車定員かつ実際に代替交通機関に搭乗した人数分を上限とし、事故または故障の当日または翌日のいずれか 1 日分の帰宅費用の実費に限ります。
③ 帰宅費用の対象となる代替交通機関とは、タクシー、電車、飛行機、船舶等をいい、レンタカーを除きます。ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラス等のご利用により、通常の交通費を超過した金額は帰宅費用に含みません。また、通常の交通費とは、合理的な経路および方法により発生した交通費をいいます。
④ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。(「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。)
⑤ ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、代替交通機関のご案内はしますが、帰宅費用についてはお支払いできません。
⑥ 対象契約に事故付隨費用補償特約がセットされており、この特約の保険金のお支払い対象となる場合は、帰宅費用をこの特約の保険金として取り扱い、1名 20,000 円(税込)を限度にお支払いします。

5. 車両搬送サービス

(1) 内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となり修理した場合に、修理完了後のご契約のお車・バイクの自宅への運搬の手配をするとともに、運搬費用を 100,000 円(税込)を限度にお支払いします。

(2) ご利用上のご注意

- ① このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。(「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。)
② ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、自宅への運搬の手配はしますが、運搬費用についてはお支払いできません。

6. 故障電話相談サービス

(1) 内容

ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが発生した場合、整備士等が電話でご相談を受け、アドバイスを行います。

(2) ご利用上のご注意

- アドバイスで解決できない場合は、「レッカーサービス」や「車両トラブル緊急対応サービス」の内容に基づき対応します。

7. ガソリンスタンド案内サービス

ガソリンスタンドの情報をご案内します。

8. レンタカー案内サービス

(1) 内容

レンタカーを優待価格(有料)でご案内します。

(2) ご利用上のご注意

- ① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② ご案内は、レンタカー会社の営業時間内に限ります。

9. 安心車検紹介サービス

(1) 内容

高品質の車検を優待価格(有料)でご紹介します。

引取・納車無料、代車無料、納車時洗車無料、修理が必要な場合の修理工賃 10%割引の特典があります。

(2) ご利用上のご注意

- ① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② ご紹介は、車検業者の営業時間内に限ります。

10. 携帯電話 GPS 位置情報サービス

(1) 内容

ロードサービスをご利用の際、携帯電話に搭載された GPS 機能を使って、事故、故障または車両トラブルの現場等の位置情報をロードサービス提供者に通知することができます。

(2) ご利用上のご注意

- ① このサービスを利用されるには、次の条件に同意いただくことが必要です。
(a) このサービスを利用するための通信費などの費用は、利用者の負担となります。
(b) このサービスでは、利用者の位置情報をロードサービス提供者に通知します。ただし、電話番号などの個人情報は通知されません。
(c) 位置情報の精度については、携帯電話事業者のサービスおよび利用者の携帯電話機種に依存します。また、GPS S 機能付き携帯電話からこのサービスを利用した場合でも、位置測定時の場所や条件により、精度が変化します。
(d) このサービスは、予告なしに内容の変更やメンテナンスのため運用を停止する場合があります。
② 屋内など衛星から捕捉されない場所では、最寄りの基地局情報となる場合があります。
③ NTT docomo、au、SoftBank、WILLCOM の 4 キャリアでご利用いただけますが、一部対応でききり機種があります。またスマートフォンからのご利用はできません。

11. ガソリン 10 リットルサービス

(1) 内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクがガス欠の現場へ急行し、10 リットルまでのガソリン(または軽油)を無料でお届けします。(ガソリンまたは軽油代も無料です。)

(2) ご利用上のご注意

- ① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。
② このサービスは、対象契約の保険期間内において 90 日間で 1 回を限度とします。(90 日間とは、本作業利用日からその日を含めた 90 日間をいいます。)
③ 軽油については、夜間に用意できない場合があります。
④ 一般道路・高速道路いずれでも利用可能ですが、利用者ご自身で調達が可能な場所(例: 高速道路のサービスエリア内)では対象外となります。
⑤ ご契約のお車・バイクがガス欠となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、ガソリンのお届けはしますが、ガソリン代については利用者の負担となります。
⑥ 車種によっては燃料タンクの容量が 10 リットル未満の場合がありますが、その場合は、燃料タンク容量内でのご提供となります。

12. レンタカー 12 時間サービス

(1) 内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車が事故または故障により自力走行不能となった場合に、レンタカー(5 ナンバー車)をご案内し、レンタカー代を 12 時間を限度にお支払いします。

(2) ご利用上のご注意

- ① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。また、総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② レンタカー代は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行ふものとします。また、乗り捨てされた場合の料金や、免責補償制度の保険料、ガソリン代、高速通行料は利用者の負担となります。
③ このサービスの対象となる車種は、5 ナンバーのセダンタイプとします。より高いクラスを利用した場合、超過した額は利用者の負担となります。
④ このサービスは、事故または故障の当日または翌日における、事故または故障が生じた場所からの利用の場合に限ります。
⑤ ご契約のお車に事故または故障が生じた場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合は、レンタカーを割引価格でご案内しますが、レンタカー代は利用者の負担となります。
⑥ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。(「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。)

<特約一覧>

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 運転者家族限定特約	家族限定特約	32
(2) 運転者本人・配偶者限定特約	本人・配偶者限定特約	32
(3) 運転者本人限定特約	本人限定特約	32
	運転者年齢条件 21歳以上補償	32
	運転者年齢条件 26歳以上補償	32
	運転者年齢条件 30歳以上補償	32
	運転者年齢条件 35歳以上補償	32
	子供年齢限定特約 年齢を問わず補償	33
(5) 子供運転者年齢限定特約	子供年齢限定特約 21歳以上補償	33
	子供年齢限定特約 26歳以上補償	33
	子供年齢限定特約 30歳以上補償	33
(6) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約	表示されません※ ※ (4) 運転者年齢限定特約をセットされたご契約には自動セットされております。	33
(23) 他車運転危険補償特約	他車運転特約	51
(25) 対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用特約	54
(9) 人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約	搭乗中のみ補償特約	37
(12) ファミリーアウトドア傷害特約（家族型）	ファミリー傷害特約 アウトドアタイプ（家族型）	41
(13) ファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型）	ファミリー傷害特約 アウトドアタイプ（夫婦型）	44
(10) ファミリー一般傷害特約（家族型）	ファミリー傷害特約 ワイドタイプ（家族型）	37
(11) ファミリー一般傷害特約（夫婦型）	ファミリー傷害特約 ワイドタイプ（夫婦型）	39
(14) 搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約	搭乗者傷害 WV ケア（搭傷医療倍額支払特約、搭傷育英費用補償特約）	46
(15) 搭乗者傷害の育英費用補償特約	※左記の2特約の総称です。左記「搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約」と「搭乗者傷害の育英費用補償特約」はセットでご契約いただけます。	46
(16) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	搭傷死亡等対象外特約	47
(17) 搭乗者傷害の頭部・顔面部倍額支払に関する特約	搭傷顔面部等倍額特約	47
(7) 自損事故傷害特約	自損事故傷害特約	33
(8) 無保険車傷害特約	無保険車傷害特約	35
(18) 車両危険限定補償特約	限定タイプ 車両危険限定補償特約	47
(19) レンタカー費用補償特約（実損扱）	レンタカー費用特約	48
(20) 事故付随費用補償特約	事故付随費用補償特約	49
(21) 身の回り品補償特約	身の回り品補償特約	49
(22) 指定修理工場入庫臨時費用補償特約	指定修理工場入庫特約	51
(29) 車両保険の免責金額に関する特約	車対車免責ゼロ特約	56
(24) 自動車事故弁護士費用等補償特約	弁護士費用補償特約	52
(26) 原動機付自転車に関する「賠償損害」補償特約	原付特約（賠償タイプ）	54
(27) 原動機付自転車に関する「賠償損害・自損傷害」補償特約	原付特約（賠償・自損傷害タイプ）	55
(28) 原動機付自転車に関する「賠償損害・人身傷害」補償特約	原付特約（賠償・人身傷害タイプ）	56
(30) 保険料分割払特約	表示されません※ ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	56
(31) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません※ ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	58
(32) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	クレジットカード（特約付）	58
(33) 保険証券の不発行に関する特約	eサービス（証券不発行）特約	59